三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図

MEMO			有限会社 永井一級建築士事務所 広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072 広島県知事登録（19(1)第3940号）　FAX0847-62-2251	図面名	表　紙		工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図			
				縮尺		製作日	1級建築士 第111572号	永井秀昭			No. A - 0

工 事 概 要

工事名称	三和総合運動公園トイレ改修工事	
発 注 者	住　所	広島県三次市十日市中二丁目8番1号
	氏　名	三次市長　福岡　誠志
敷地概要	地名地番	広島県三次市三和町敷名11347番地2
	敷地面積	331.50　㎡
	都市計画区域	都市計画区域外
	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	指定建ぺい率	指定なし
	指定容積率	指定なし
建築概要	建物用途	運動公園内便所他
	工事の種別	改修工事
	構　造	木造
	階　数	平家建て
	延床面積	建物床面積　26.88㎡（工事対象床面積　8.73㎡）

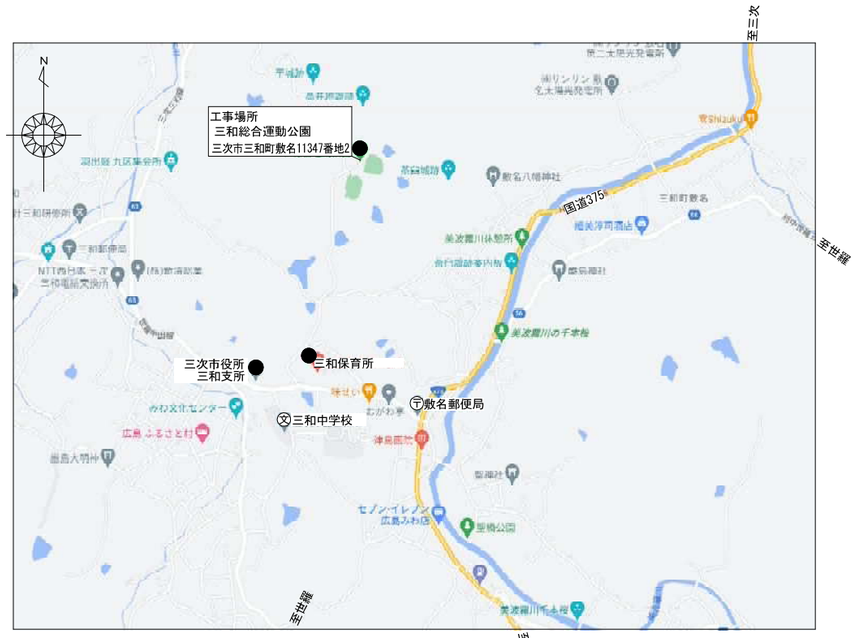

付近見取図

工事概要

本工事は、シャワー室をトイレに改修する工事及びそれに伴う工事です。

既設建物の改修工事の為、事前に現地をよく確認したのち技術的内容を記載した
施工計画書、施工図を作成してください。
また、工事手順、安全対策騒音対策等の内容を記載した安全計画書を作成し係員の
承諾を得て工事に着手してください。
尚、下請協力業者は実績のあるものとし係員の承諾を得るものとします。
別紙仕様書、設計図等により入念に施工を行ってください。
不明な点は係員と協議を行いその指示によってください。

Ⅱ.工事工程等

①事前に関係者（地域振興課・都市建築課・三和支所・設計事務所・協力業者等）と協議を行い、
詳細工程表及び総合仮設計画書を作成し、承諾を得た後工事に着手してください。

②全体の工期は入札要綱の通りです。

Ⅲ. 工事中の移動及び復旧

①工事等の支障になる物の移動及び復旧等は全て工事請負業者の負担で行ってください。

【　注意事項　】

※　別紙提示の内訳明細書の取扱いについて
現場説明書及び設計図を最優先とし、内訳明細書はあくまでも参考資料としてください。
入札に先立って入札参加者において数量を算出し、それに基づいて入札価格を決定し
入札に臨んでください。
尚、内訳明細書の数量等に疑義がある場合は入札前の所定の期間内に協議書を提出ください。

【　指示事項　】

①工事に必要な諸官庁その他への手続きは一切請負者にて行うこと。

②工事車両等の運行については、交通安全に最善の注意を払うこと。
万一事故等が発生した場合は、担当者に連絡するとともに請負業者で解決を図ること。

③火災等発生しないよう最善の注意をすること。
万一火災等での損害は、請負者で負担願う事になるので、工事の出来形（可燃部分）に応じ
火災保険を締結して保険証書を提出すること。
その最終保険契約期間は、完成日より20日間延長した期日とすること。
尚、敷地内は全て禁煙とする。

④振動・騒音等には十分な対策を講じて工事を行うこと。もしこれらに関する
注意及び苦情の申し出があった場合は、請負者において解決を図ること。

⑤作業場は常に整理整頓を心掛け、毎日作業終了後清掃を行うこと。

⑥着手届けに添付する工程表は、綿密な計画によって作成すること。
毎日最低１回は工程表の見直しを行い、７日以上の遅れが生じた場合は再度
工程表を作成提出し係員の承認を得ること。

⑦既存水道等の設備を使用する場合は、事前に使用願いを提出し承認を得ること。
この場合有料とするので、係員の指示に従い速やかに納付すること。

⑧図面を製本し提出すること。　・Ａ４版　２　部（表紙付、契約用）
・Ａ３版　　部（現場用）
◉Ａ４版　３　部（現場用）

⑨不明な点については、係員と協議の上施工すること。

⑩.解体撤去及び産業廃棄物の処分については、関係法令に基づき届け等を含め、
適切に処分すること。必要に応じてマニフェストを提出すること。

提出書類一覧　　※提出書類はＡ４にて製本の事

工事名		三和総合運動公園トイレ改修工事		請負業者		
		項　　目	部数	提出期日	提出月日	備　　考
◯	1	着手届（発注者書式）	3	契約時	月　日	設計監理者にも提出の事
◯	2	主任技術者・監理技術者・現場代理人届	3	契約時	月　日	設計監理者にも提出の事
◯	3	同上経歴書（書式は自由）	3	契約時	月　日	免許証等（写し）添付
◯	4	工事工程表	3	５日以内	月　日	Ａ４版程度
◯	5	詳細基本工程表	3	５日以内	月　日	Ａ３版程度
◯	6	見積書（請負者が算出した数量による内訳明細書）	3	５日以内	月　日	Ａ４版ファイル
◯	7	施工体系図（工事内容,金額記入）	3	随　時	月　日	
◯	8	下請業者名簿	3	各工事着手前	月　日	施工体制台帳等共
◯	9	主要資材購入先名簿	3	資材搬入前	月　日	
◯	10	期間別工事工程報告書	3	毎月２回	月　日	現況写真添付のこと
◯	11	工事進捗状況報告書	3	毎月２回	月　日	現況写真添付のこと
	12	鉄筋及び鉄骨試験表	3	随　時	月　日	ミルシート等
◯	13	コンクリート調合表	3	随　時	月　日	
◯	14	コンクリート圧縮試験表	3	随　時	月　日	1週４週
◯	15	施工図・製作図・承認図	3	随　時	月　日	
◯	16	各種計画書	3	随　時	月　日	
◯	17	工事写真	3	毎月２回	月　日	最終はＣＤデータ
◯	18	火災保険証の写し	3	着工前	月　日	工期の20日延長
◯	19	質疑回答	3	必要に応じて	月　日	
◯	20	工事材料搬入・検査報告書	3	随　時	月　日	
◯	21	各種試験成績書	3	随　時	月　日	
◯	22	機能及び性能試験成績書	3	随　時	月　日	
◯	23	材料出荷証明書	3	随　時	月　日	
	24	塗装関係の使用量の報告書	3	完了時	月　日	
	25	アスファルト調合表、試験表	3	随　時	月　日	
	26	工程指定の報告書（法　第12条3項）	3	随　時	月　日	写真添付のこと
◯	27	工事打合簿	3	随　時	月　日	
◯	28	社内検査表	3	完了時	月　日	
◯	29	竣工図（文字入り製本・Ａ３版及びＡ４版）	3	完了時	月　日	原図を訂正のこと
◯	30	各工事保証書	3	完了時	月　日	
◯	31	鍵番号表	3	完了時	月　日	
◯	32	電気絶縁抵抗試験表	3	完了時	月　日	
	33	テレビ共聴電解強度試験表・画面解像度表	3	完了時	月　日	
◯	34	接地抵抗試験表	3	完了時	月　日	
◯	35	水圧試験報告書	3	完了時	月　日	
◯	36	ガス気密試験報告書	3	完了時	月　日	
◯	37	電気メーター指針表（電気を使用する場合）	3	完了時	月　日	
◯	38	水道メーター指針表（水道を使用する場合）	3	完了時	月　日	
	39	ガスメーター指針表	3	完了時	月　日	
◯	40	完成写真（撮影箇所は監督員の指示による）	3	完了時	月　日	ＣＤデータ
◯	41	総合仮設計画書（安全計画書含む）	3	５日以内	月　日	Ａ3版程度の図面添付
◯	42	上記以外に発注者、監督員の指示によるもの	3	随　時	月　日	
◯	43	提出書類綴込み用空ファイル	3	５日以内	月　日	10ｃｍ用程度
◯	44	退職金共済制度	3	随　時	月　日	
◯	45	再生資源利用計画書・産廃報告	3	完了時	月　日	
◯	46	安全実施報告書（KY等）	3	随　時	月　日	
◯	47	社会保険等	3	随　時	月　日	

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8　ＴＥＬ0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ）　ＦＡＸ0847-62-2251

図面名	工事概要・付近見取図	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
縮尺	――	製作日	
１級建築士 第111572号	永井秀昭		No. A - 1

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称三和総合運動公園トイレ改修工事　　仕　様　書
2．工事場所：広島県三次市三和町敷名11347番地2
3．敷地面積：331.50 ㎡
4．構造規模：木造平家建　延床面積　26.88㎡（工事対象床面積　8.73㎡）

5．工事種目：建築，電気設備，機械設備及び左記に伴う工事一式
6．別途工事
7．調査協力について
　本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（2）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
（3）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置
（1）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（2）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること
9．現状復旧
　工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと
10．主要資材等
（1）主要資材を購入しようとする場合は，栃力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（2）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（3）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様
1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下，「改修標準仕様書」という。）による。
　図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（令和４年版）」以下，「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
（2）特記事項は○印のついたものを適用する
　　○印のつかない場合は，※印のついたものを適用する
　　○印と　※　印のついた場合は共に適用する
（3）項目に記載［　］の内表示番号は，改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（6）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	1	適用基準等	※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による。 ※建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	③	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	④	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	5	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	⑥	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 　処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ⊙再生資源化を図るもの 　⊙コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　⊙建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 　・第一次判定 　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 　採取箇所数　計　箇所 　採取箇所　※図示 　・第二次判定 　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 　分析個数　計　箇所 　・除去処理工事 　除去範囲　※図示 ⊙せっこうボードの処理 　⊙石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による 　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード 　・製造業者に回収委託 　⊙埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード 　・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

① 一般共通事項	⑦	建設発生土	※　現場説明書の施工条件明示による ・構内指示場所に堆積 ・構内指示場所に敷き均し ⊙ 場外搬出、適切処理
	⑧	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	⑨	材料の品質等 ［1．4．2］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既調合モルタル	可動間仕切
既調合目地材	移動間仕切
ルーフドレン	トイレブース
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	壁上線化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

	⑩	石綿含有建材の調査 ［1．5．1］	調査 ※ 石綿含有建材の事前調査 　工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 　貸与資料（　・別図参照　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 　分析対象 　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、 　トレモライト 　分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3、JIS A 1481-4 又はJIS A 1481-5
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

　材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
　サンプル数　１箇所あたり３サンプル
　採取箇所　・図示　・
　・事前調査において行った箇所は図示の通りです。
　　事前調査以外に必要と思われる箇所は本工事において行い、事前に計画書を作成し監督員の承諾を得てください。また、その分析結果を報告ください。

	⑪	施工数量調査 ［1．6．2］	調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　・図示（下記の通り） 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する） ①外部・屋根以外全体 ②内部・モルタル塗り及びコンクリート打放し部全体

① 一般共通事項	12	調査のための破壊部分の補修 ［1．6．3］	補修方法　※図示　・外壁等改修仕様に準ずる 補修範囲　※図示
	13	技能士 ［1．7．2］	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業
		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		合成ゴム系シート防水工事作業
		塩化ビニル系シート防水工事作業
		セメント系防水工事作業
		シーリング防水工事作業
		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業
	路面表示施工	溶融マイントハンドマーカー工事作業
		加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	造園工事作業

※技能士においては、積極的な活用を図ること。

	14	化学物質の濃度測定 ［1．7．9］	測定対象室及び測定箇所数は図示による。 （1）ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 　測定箇所は仕上表による、施工方法は施工条件明示による 　パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う 　①３０分間換気 　　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する 　②５時間閉鎖 　　①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する 　　ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする 　③測定 　　イ　②の状態のままで測定する 　　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する 　　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする 　④分析 　　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する 　⑤その他 　　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （4）塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は、上記（2）～（4）に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、（1）の規定を満たすこと
	15	中間技術検査 ［1．8．2］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
	16	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」にしたがうこと （1）工程写真 　工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 　水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分、及びその他監督職員が指示する箇所は、Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 　【提出部数】：２部 （3）完成写真 　【撮影箇所】建物外観各方向、主要箇所、主要室内その他監督職員が指示する箇所 　【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　３部　・Ａ４版写真台帳　部 （4）その他の写真 　隣接建物等に損傷のおそれがある場合は、施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （5）保管 　工事写真のデータは、受注者において工事完成後２年間保管すること
	17	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：２部 　竣工図の種類（※全て　・　　） 　竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 　原図　⊙普通紙　※ 不要 　竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　部　・Ａ２版　部　⊙ Ａ３版　２部） 　竣工図は原則としてCADにて修正を行い、施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による 　なお、１８　電子納品で対象工事である場合は、加えて電子成果品を　２部提出すること 　工事完了時の建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム） ・建物基本情報 ・型式台帳 　工事完了時の建物使用に関する資料は、監督職員が指定する様式で作成する。

	18	電子納品	※電子納品対象工事とする 　電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 　成果品については、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する 　また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	19	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 　広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	20	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	23	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　30　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）⊙ 40cm
	24	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	25	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	26	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける
	27	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	28	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルトシート防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	10 年	漏水の場合等
	・塗膜防水	10 年	漏水の場合等

	29	コンクリートの試験 （6.9.1～6）	※コンクリートの強度試験 　公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし，調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については，生コン工場試験室でもよい 　※1週及び4週の試験を行う。その場合生コン工場試験室でもよい
② 仮設工事	1	騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・ 防音パネル　⊙ 防音シート　［2．1．3］ 防音パネル、 防音シートを取り付ける足場の設置範囲 　※ 工事に必要な範囲
	2	足場等	［2．2．1］［表2．2．1］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　⊙ 設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・ 設置しない 防護シート　・ 設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・ 設置しない 内部足場　⊙ 設置する（ ※ 鯨立、足場板等　・　　）　・ 設置しない 材料、搬去材等の運搬方法　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　・ Ｅ種 　Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　） 　Ｄ種：利用可能な階段（　第1第2階段　　）
	3	既存部分の養生	養生方法等　［2.3.1］ ⊙ 既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ⊙ 既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ⊙ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 　保管場所　※ 構内既存施設内　・ ⊙ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 ⊙ シャワー室内のカーテン及びカーテンレールは撤去処分とする。
	4	仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示　［2.3.2］［表2.3.1］ 仮設間仕切りの種別と材質等 ・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ 図示 　Ａ、Ｂ種の仕上げ材 　※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・ 合板（普通合板 厚さ9mm） 　Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　※ 行わない　・ 行う 　Ａ種のグラスウールの充填 　※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） 　・行わない 仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・
	5	監督職員事務所等	・ 設ける　※ 設けない　［2.4.1］ 　現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	6	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
	7	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
	8	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	9	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　⊙工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	10	交通誘導員	※配置する　・ 配置しない ※大型車両進入時　（　　）人／日　・常時配置　（　　）人／日 ・（　　）作業期間　（　　）人／日
	11	快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ）　FAX0847-62-2251

図面名	建築工事特記仕様書（1）	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
縮尺	——	製作日	1級建築士 第111572号　永井秀昭
No.	A - 2		

3 防水改修工事

1 降雨等に対する養生方法

※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。 [3.1.3]
・ 図示

2 既存防水の処理

既存保護層の撤去 ・ 行う（範囲 ※ 図示 ・ ） [3.1.4] [3.2.3、4、6]
・ 行わない
既存防水層の撤去 ・ 行う（範囲 ※ 図示 ・ ）
・ 行わない ・ 図示
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・ 行う（ ・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C ・ M4DI ・ L4X）
・ 行わない

3 既存下地の処置

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示 [3.2.6]
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置 ※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による ・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口
部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
※ 図示。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する

4 アスファルト防水

屋根保護防水 [3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 □	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A－1 ※A－2 ・A－3			※ポリエチレンフィルム 厚さ 0.15mm以上 又はフラット ヤーンクロス 70／m2程度	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250
・P1B	・B－1 ※B－2				
・P2AI	・AI－1 ※AI－2 ・AI－3		（材質） JISA9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） （厚さ）(mm) ※25 ・50	※フラット ヤーンクロス 70／m2程度	
・P1BI	・BI－1 ※BI－2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書3.3.5から表3.3.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書3.3.3から表3.3.4による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
こて仕上げ ※ 水下 80mm以上
床タイル張り ※ 水下 60mm以上
乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法（mm）	厚さ（mm）			
	幅（mm）			
寸法の許容差		厚さ：＋10%、－5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		―
曲げ強さ・曲げモーメント（N・cm）（スパン40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上（300）	320以上（200））	250以上（300）
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		３００サイクル後、著しい剥れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	２００サイクル後、著しい剥れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	３００サイクル後、著しい剥れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量500（窯業系パネルⅠ類は1,000）のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		質量500のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下。
剛性（E×I）（スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性）		―	―	80,000N・cm2以上

（試験方法）
（1）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央1箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの1級直尺を用いて測定する。
（2）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央今幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。
（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
（3）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
（4）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
（5）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40mm×長さ160mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験体の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。
24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る。
吸水による長さ変化率（ΔL）は、次式によって求める。
（ΔL）＝（L2－L1）／L1×100 ΔL：吸水による長さ変化率（%）
L1：乾燥時の標線間の長さ（mm） L2：吸水時の標線間の長さ（mm）
（6）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中に24時間浸せきさせた後、凍結融解試験装置の槽内に設置し、-20±3℃の気中で約2時間の凍結20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間をⅠサイクルとする。
（7）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S２対辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりとし、記号（Ｗ１－1000）、質量1,000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

屋根露出防水 防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率の防水	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4				※製造所の仕様	・適用する	
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2				※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）(mm) ※25 ・50		※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.7から表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.8から表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

脱気装置の種類 ※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・
脱気装置の設置数量 ※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ （個）

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※ 図示
屋内防水

工法	種別	施工場所	保護層
・P1E ・P2E	・E－1 ※ E－2		・設ける ・設けない

E－1の場合で工程3を行う部位（※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位 ・ ）
保護層 ・設ける（※ 図示 ・ ） ・設けない
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度
屋上排水溝 ・ 図示 ・

5 改質アスファルトシート防水

屋根露出防水
防水層の種別 [3.4.2、3]

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率の防水	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2				※製造所の仕様	・適用する	
・M3AS ・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3				※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ (厚さ) ※25mm ・50mm		※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

脱気装置の種類 ※ 改質アスファルトシートの製造所の指定 ・
脱気装置の設置数量 ※ 改質アスファルトシートの製造所の指定 ・ （個）

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度

絶縁断熱工法の防水湿シート
・設置する
・設置しない

6 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4] [表3.5.1～3]
防水層の種別 ・ 図示

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・POS ・S4S	・S-F1				※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
	・S-M1				※製造所の仕様	・適用する	
	・S-M2					・適用する	
・S3S	・S-F1				※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
・M4S	・S-M1				※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・適用する	
・POSI ・S3SI ⊙S4SI ・M4SI	・SI-F1		改修標準仕様書3.5.2 (3)(ｴ)(b)による (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）(mm) ※25 ・50		※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ⊙設ける ・設けない 改修用ドレン ⊙設ける ・設けない
	・SI-F2					・適用する	
	・SI-M1		改修標準仕様書3.5.2 (3)(ｴ)(a)による (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）(mm) ※25 ・50		※製造所の仕様	・適用する	
	・SI-M2					・適用する	

S－F１、S－M１、S－F２、S－M２の仕様
※ 非歩行用 ・ 軽歩行用
SI－F１、SI－F２、SI－M１及びSI－M２における防湿用フィルムの設置
※ 設置しない ・ 設置する
SI－M２の絶縁用シートの材種
※ 発泡ポリエチレンシート
S－M２及びSI－M２の立上り部の工法
※ 接着工法（立ち上がり面のシートの厚さ ※ 1.5mm ・ ） ⊙ 機械的固定工法

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚	保護層 平場のモルタル塗り 工法	保護層 立上り部の保護モルタルの塗厚
・S－C1			・床塗り ・下地モルタル塗り	※ 7mm以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

固定金具の材質及び寸法形状
※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ0.4mm以上のもの

脱気装置の種類及び設置数量
接着工法の場合の脱気装置の種類 ※ ルーフィングシートの製造所の仕様 ・
接着工法の場合の脱気装置の設置数量 ※ ルーフィングシートの製造所の仕様 ・ （個）
プレキャストコンクリート部材下地の目地処理（接着工法の場合）
・行う（ ・ 図示 ・ ） ・ 行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-FI、SI-FIの場合）
・行う（ ・ 図示 ・ ） ・ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 17 適用区分による風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法

7 塗膜防水

防水層の種別 ・ 図示 [3.6.2、3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・POX	※X－1 ・X－2 ・X－1H ・X－2H		※2成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※主材料の製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・L4X	※X－1 ⊙X－2 ・X－1H ・X－2H			※主材料の製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ⊙設けない
・P1Y	※Y－2					保護層 ・設ける ・設けない
・P2Y	※Y－2					保護層 ・設ける ・設けない

X－1（絶縁工法）の脱気装置の種類 ※ 主材料の製造所の仕様 ・
X－1（絶縁工法）の脱気装置の設置数量 ※ 主材料の製造所の仕様 ・ （個）

8 シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.7.2、3、3.7.7]
⊙ シーリング充填工法
⊙ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
・ ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・ 適用する ・ 適用しない
エッジシング材張り ・ 適用する ・ 適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
・ 打継部	⊙ 図示
⊙ その他図示による	

仕上げを行わない施工箇所
・ 図示による ・ 打継目地
シーリング材の目地寸法 ※ 改修標準仕様書3.7.3(1)による
接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験

9 といい

といの材種 ・ 配管用鋼管 [3.8.2.3]
・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VPカラー)
・ ルーフドレン
・ 表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類 ・ ）
⊙ 図示

ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（ ・ 縦型 ・ 横型）	・ 図示
・バルコニー用	・ 図示
・バルコニー中継用	・ 図示

外壁改修フロー及び数量

・ コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の処理範囲 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
  - 樹脂注入工法（注１）
    - A）0.2以上0.3未満 m
    - A）0.3以上0.5未満 m
    - A）0.5以上1.0未満 m
    - B）0.2以上0.3未満 m
    - C）0.3以上0.5未満 m
    - C）0.5以上1.0未満 m
  - Uカットシール材充填工法
    - ・図示 m
  - シール工法
    - m
- 欠損部改修
  - 充填工法
    - 100×300×30mm 程度
    - ・図示 ヶ所
  - 鋼鉄筋部補修工法（改修標準仕様書4.3.3(b)）
    - 幅100mm程度
    - ・図示 m

・数量は実施による

下地調整材の施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

仕上塗材仕上げ施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

・ モルタル塗り仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の処理範囲 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
- 欠損部改修
- 浮き部改修

モルタル撤去 ・ しない ・ する

アンカーピンニング注入工法

- 樹脂注入工法（注１）
  - A）0.2以上0.3未満 m
  - A）0.3以上0.5未満 m
  - A）0.5以上1.0未満 m
  - B）0.2以上0.3未満 m
  - C）0.3以上0.5未満 m
  - C）0.5以上1.0未満 m
- Uカットシール材充填工法
  - ・図示 m
- シール工法
  - m
- 充填工法
  - ・図示 m2
  - カッター切り ・図示 m
- モルタル塗替え工法
  - ・図示 m2
  - カッター切り ・図示 m
- （工法名） エポキシ樹脂注入工法
  - 一般部分 ・図示 m2
  - 指定部分 ・図示 m2

・数量は実施による

下地調整材の施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

仕上塗材仕上げ施工範囲 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

・ タイル張り仕上げ外壁の場合

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
- 欠損部改修
- 浮き部改修
- 目地改修

タイル撤去 ・ する ・ しない

アンカーピンニング注入工法

- 樹脂注入工法（注１）
  - A）0.2以上0.3未満 0m
  - A）0.3以上0.5未満 0m
  - A）0.5以上1.0未満 0m
  - B）0.2以上0.3未満 0m
  - C）0.3以上0.5未満 0m
  - C）0.5以上1.0未満 0m
- Uカットシール材充填工法
  - 0m
- タイル部分張替工法
  - 0m2
  - カッター切り 0m
- タイル張替工法
  - 0m2
  - カッター切り 0m
- （工法名）
  - 一般部分 0m2
  - 指定部分 0m2
- 目地ひび割れ改修
  - mm× mm 0m
- 伸縮目地改修
  - mm× mm 0m

（注１）4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す
A）自動式低圧エポキシ樹脂注入工法、B）手動式エポキシ樹脂注入工法、C）機械式エポキシ樹脂注入工法

⑤ 建具改修工事

① 改修工法

⊙ 新設工法 ［5．1．3］

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
⊙ アルミ製建具			※ 建具表による
・ 樹脂製建具			※ 建具表による
・ 鋼製建具 ・ 外部			※ 建具表による
・ 鋼製建具 ・ 内部			※ 建具表による
⊙ 鋼製軽量建具			※ 建具表による
・ ステンレス製建具			※ 建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※ 図示
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

② 防火戸

・ 適用する 指定箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．4］

防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
※連動させる 適用箇所（・建具表による ・ ）
・連動させない

③ 見本の製作等

建具見本の製作 ・行う（建具符号： ） ⊙行わない ［5．1．5］
特殊な建具の仮組 ・行う（建具符号： ） ・行わない

④ 防犯建物部品

・ 適用する 適用箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．7］

⑤ アルミニウム製建具

性能値等 ［5.2.2～5］［表5.2.2］

⊙ 耐風圧性の等級（ S-4 ）、気密性の等級（ A-3 ）、水密性の等級（ W-4 ）
※ 改修標準仕様書5.2.1による種別
外部に面する建具の種別 ⊙ A種（建具符号： ・全て ⊙ 建具表による ・ ）
・ B種（建具符号： ・全て ・ 建具表による ・ ）
・ C種（建具符号： ・全て ・ 建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（⊙図示 ）
（建具符号： ⊙ 建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ⊙図示 ）
（建具符号： ⊙ 建具表による ・ ）

耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
形状及び仕上げ
枠の見込み寸法 ※ 建具表による ・
表面処理
外部に面する建具 種別 ・ BB-1種 ⊙ BB-2種 ⊙図示
色合等 ※ 標準色（ ） ・ 特注色（ ）
屋内の建具 種別 ・ BC-1種 ⊙ BC-2種 ⊙図示
色合等 ※ 標準色（ ） ・ 特注色（ ）

結露水の処理方法 ※ 図示 ・
取付工法
水切り板、ぜん板 ※ 図示 ・
木下地の場合の内付け建具 ・ 適用しない ・ 適用する

⑥ 網戸等 ［5.2.3］［5.3.3］

種類	材質	線径	網目
・ 防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

⑦ 樹脂製建具

・落下防止対策品 ［5.2.2］［5.3.2～5］
性能値等
・ 耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書5.3.1による種別
外部に面する建具 ・ A種（建具符号： ・全て ・ 建具表による ・ ）
・ B種（建具符号： ・全て ・ 建具表による ・ ）
・ C種（建具符号： ・全て ・ 建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T－1 ・ T－2
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ の断熱性の等級 ・ H－4 ・ H－5 ・ H－6 ・ H－7 ・ H－8
（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級

形状及び仕上げ
枠の見込み寸法 ※ 建具表による
表面色 ※標準色 ・ 特注色
取付工法
水切り板、ぜん板 ※ 図示
木下地の場合の内付け建具 ・ 適用しない ・ 適用する
ガラス ※ 複層ガラス

⑧ 鋼製建具 ［5.2.2］［5.4.2～4］［表5.4.2］

性能値等（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット 気密性の等級 ・ A－3
水密性の等級 ・ W－1
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4 ・ S－5 ・ S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書5.4.2による
使用箇所（ ）
標準型鋼製建具の形状及び寸法 ※建具表による ［5.2.2］［5.5.2～4］

⑨ 鋼製軽量建具

性能値等（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ・図示 ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書5.5.1による
使用箇所（ ）
召合せ、框小口包み板の材質 ※ 鋼板
標準型鋼製建具の形状及び寸法 ※建具表による

⑩ ステンレス製建具 ［5.2.2］［5.4.2］［5.6.2～5］［5.7.2、3］

性能値等（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・ 適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4 ・ S－5 ・ S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
くつずりの仕上げ
ステンレス鋼板を用いる場合 ※ ＨＬ以上
形状及び仕上げ
表面仕上げ ※ ＨＬ ・ 鏡面仕上げ ・
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ（・ａ角 ・ ｂ角 ・ ｃ角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標準仕様書5.7.1及び適用は建具表による ・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.8.2による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.8.3による ・
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※標準仕様書表5.8.4による
木製建具に使用する戸車及びレール ※標準仕様書表5.8.5による
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・
錠前類
【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
<使用頻度による性能>
1）（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。
2）キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10N・ｃｍ以下とする。
3）キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
4）キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。 （キーに加えるトルクは、150N・ｃｍとする）
<外力に対する性能 >
1）デッドボルトの押込み強度試験（10ＫＮ）を行なった後、荷重を除い ときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。
2）デッドボルトの側圧強度試験（10ＫＮ）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3）デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8Ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。
4）デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験(58.5Ｊ)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
5）（シリンダ本締り錠はグレード3以上の彫込錠の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
<使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）>
1）ラッチボルトの側圧強度試験（4ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
2）レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
3）握り玉のねじり強度試験（3ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
4）ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
5）ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
<鍵>
1）かぎ（鍵）数は、1,5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
2）回ーシタンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物―錠―第１部：試験方法）による。

【レバーハンドル】
（性能）
<ねじり強度>
レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<引張り強度>
ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。
<垂直荷重強度>
ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物―錠―第１部：試験方法）による。
クローザー類
（品質・性能）

性能試験項目 ＼ 区分			① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2	番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
			1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
			2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
			3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
			4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
			5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
			6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度（秒）			常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できるきること。					
	温度依存性（℃）			緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ力		60N・m以下 但し、コンシールド型は200N・m以下		100N・m以下		100N・m以下	
		ストップ解除力		8N・m以上		3N・m以上		10N・m以上	
	バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向に荷重60N/m2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開く間の時間は0.8秒以上としていること。		—		—	
	ディレードアクション性能（秒）ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）			開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		—		—	
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）			—		—		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N・m）	Grade2		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）			耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）			耐久試験後も上記初期値を満足していること。		—		—	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）			耐久試験後も上記初期値を満足していること。		—		—	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）			—		—		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2		20万回		10万回		30万回	

注1．パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2．コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第３部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋ、2番手は40ｋ、3番手は60ｋ、4番手は80ｋ、5番手は100ｋ、6番手は120ｋとする。

⑫ 鍵 ［5.8.4］

マスターキー ※ 製作する（ 組） ⊙ 製作しない ・ 既存に組込む
鍵の製作本数 ※ 各室３本１組（室名札付き）
鍵箱 ・ 設ける（ 個用 組） ・ 設けない

⑬ 自動ドア開閉装置

引き戸用駆動装置 ［5.9.2、3］
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.1による 種類 ・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2

多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.9.2による
引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする

引き戸用検出装置
性能値

※ 改修標準仕様書表5.9.3による
種類 ・ 光線（反射）センサー ・ 熱線センサー ・ 音波センサー ・ 光電センサー
・ 電波センサー ・ タッチスイッチ ・ 押しボタンスイッチ
戸の開閉方式 ※ 建具表による
防犯 ・ 適用する ・ 適用しない
凍結防止措置 ・ 適用する ・ 適用しない

⑭ 自閉式上吊り引戸装置

性能値等 ※ 標準仕様書表5.10.1による ［5．10．3］
（試験方法）
（１）耐久性（開閉繰り返し）試験
閉じについては外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（２）耐衝撃性試験
落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（３）気密性能試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

⑮ 重量シャッター ［5．11．2、3］

シャッターの種類 ・ 管理用シャッター
・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター
・ 防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（ ）Pa
開閉方式の種類 ※ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式
安全装置
急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所
※ 図示 ・
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※ 図示 ・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所
※「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年12月28日建設省告示第2563号）に定める基準に適合するもの

⑯ 軽量シャッター ［5．12．2～4］

管理用シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ※ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）
めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
開閉方式の種類 ※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）
耐風圧強度 （ ）N／m2
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所
※図示
スラットの材質の種類
※ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ Z06 又はF06を満足するもの ・ ）
・ JIS G 3312（塗装溶融５５％アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ AZ90を満足するもの ・ ）
スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
シャッターケース ※ 設ける ・ 設けない
ガイドレール（中柱共）の材質 ※ ステンレス鋼板（SUS304） 厚さ1.0mm

座板の材質（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・

⑰ オーバーヘッドドア ［5．13．2、3］

セクション材料による区分	耐風圧性能区分	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・ 175 ・ 125 ・ 100 ・ 75 ・ 50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所 ※図示 ・

⑱ 木製建具 ［5.7.2～4］

建具材の加工、組立時の含水率 ※ A種 ・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆ ・
・ フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等 ※標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・図示 ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・図示 ） 板面の品質（ ・ 広葉樹１等 ・ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ・図示 （ ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）	表裏面の状態による区分（ ） 曲げ強さによる区分（ ） 接着剤による区分（ ） 難燃性による区分（ ）	

表面板の厚さ ※改修標準仕様書表5.7.6による ・
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ・ 適用する ・ 適用しない
・ かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ） 見込み寸法 ※建具表による ・

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8 TEL0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ） FAX0847-62-2251

図面名	建築工事特記仕様書（3）	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事	設計図
縮尺	——	製作日		
1級建築士 第111572号	永井秀昭			No. A - 4

⑲ ガラス

・ふすま
張りの種別（ ・Ⅰ型 ・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※ 建具表による
・戸ふすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・
・紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・

枠の材料 ※ 木製枠（6章内装改修工事による）
・鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）

くつずりの材料 ・ステンレス鋼板 ・木製
（3．7、5．13．2～4）（図5．14．1）

下記のガラス以外の品種、厚さの呼びによる種類等
※建具表による
合わせガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類 ※ 下記以外は建具表による

材料板ガラスの種類、組合せ	落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類
・フロート板、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類 ・Ⅱー1類 ・Ⅱー2類 ・Ⅲ類

強化ガラスの形状による種類、材料板ガラスの種類による名称及び特性による種類
※ 下記以外は建具表による

材料板ガラスによる種類による名称	材料板ガラス	破片の状態及びにショットバック衝撃特性による種類
・フロート強化ガラス	・フロート板ガラス	・Ⅰ類 ・Ⅲ類

熱線吸収板ガラスの板ガラスによる種類、厚さにより種類及び性能による種類
※ 下記以外は建具表による

材料板ガラスによる種類	性能による種類	色 調
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り磨き板ガラス	・1種 ・2種	・グリーン

複層ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
※ 下記以外は建具表による ・AGC（株）サンバランスのメーカー仕様に準ずる

断熱性による区分	乾燥気体の種類
・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6	・空気 ・アルゴン

日射取得性、日射遮蔽性による区分	乾燥気体の種類
・G ・S	・空気 ・アルゴン

熱線反射ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さによる種類
※ 下記以外は建具表による ・AGC（株）サンバランスのメーカー仕様に準ずる

材料板ガラスによる種類	日射熱遮蔽性による区分	耐久性による区分
色調（・ブルー ・グレー ・アクアグリーン ）	・1種 ・2種 ・3種	A類 ・A類 ・B類 B類

反射皮膜面 ・内面 ・外面
映像調整 ・行わない ・行う

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※ シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※ 建具の製造所の仕様による
鋼製及び鋼製軽量	※ シーリング材 ・	※ 建具の製造所の仕様による
ステンレス製	※ シーリング材 ・	※ 建具の製造所の仕様による
樹脂製	※ シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※ 建具の製造所の仕様による

20 ガラスブロック積み

耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
［5．14．5］

表面形状	呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色調 クリア	色調 乳白	目地幅（mm） 平積み	目地幅（mm） 曲面積み	伸縮調整目地位置（mm）	防火性能
・正方形	・160×160	・95 ・125			※8～15	外側 ※標準仕様書5.14.5(7)(a)② 内側 ※標準仕様書5.14.5(7)(a)②	※6mm以下ごとに幅10～25 ・図示	・無し ・有り
	・200×200	・95 ・125						

壁用金属枠及び補強材の材質・形状 ※ 図示

力骨 材質 ※ ステンレス鋼（SUS304）
寸法 ※ 径5.5mm
形状 ※ はしご形状複筋及び単筋
化粧目地モルタルの色（ ）
シーリングの種類 （ ）
金属製化粧カバー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製
寸法 ※ 図示
形状 ※ 図示
工法 1章 適用区分による風圧力の（ ・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
目地部の接力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による ・図示

21 ガラス用フィルム

種 類	記号 内張り用	記号 外張り用	その他性能等
・日射調整フィルム	・SC－1	・SC－2	日射遮へい性能による区分 ・A ・B ・C ・D ・E
・低放射フィルム	LE		熱還流率による区分 ・A ・B ・C ・D
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GI－1	・GI－2	
・相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GD－1	・GD－2	
・ガラス貫通防止フィルム	SF		ガラスの貫通防止性能による区分 ・A ・B

品質 JIS A5759による

⑥ 内装改修工事

① 他の部位との取り合い等

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲 ［6．1．3］
㊙壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ⊙ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ⊙ 図示
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※ 既存のまま ・図示

② 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の撤去 ㊙仕上材のみ（接着剤とも） ［6．2．2］
⊙ 下地モルタルとも（ ⊙ 図示の範囲 ・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
⊙ モルタル及びソフトチェッカー撤去

③ 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ［6．3．2］
※ 改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り
（仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置 ※ 図示 ・ ）
⊙ モルタル撤去（下地共）

④ 製材

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による ・
⊙JAS 1083-5 製材 － 第5部に基づく下地用製材 ［6．5．2］

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
土台、柱、半柱、胴縁他	⊙ 図示	※2級	※A種 ・B種 ・	⊙ 図示	
		※2級	※A種 ・B種 ・		

・JAS 1083-2 製材 － 第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		※上小節	※A種 ・B種		
見え掛り面以外		※小節以上	※A種 ・B種		

・JAS 1083-6 製材 － 第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※1等	※10%以下 ・A種 ・B種 ・		
		※1等	※10%以下 ・A種 ・B種 ・		

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		（ ） 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	

⑤ 造作用集成材

［6．5．2］
ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による ・
⊙ 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
⊙ 図示	同左	同左	同左	同左	※1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下	

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・

⑥ 造作用単板積層材

［6．5．2］
ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による ・
・JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
・図示			・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（等級： ）	・適用する ・適用しない	・

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
			・有り （加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（ ）	・適用する ・適用しない	※14%以下	・

・JAS 3079に基づく直交集積板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能（使用環境）	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
							・

⑦ 合板等

［6．5．2］
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による ・
・普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
・図示	※5.5		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上	・適用する ・適用しない	・

⊙ 構造用合板

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ（mm）	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
⊙ 図示	※2級以上 ・1級	ラワン I-I	※1類 ・特類	※C-D以上	※12	・適用する ・適用しない	・適用する （ ） ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※1類 ・特類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ（mm）	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※1類 ・2類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
		※1類 ・2類			・適用する ・適用しない	・

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ（mm）
		※13タイプ	※P又はM		※15

・JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	等級	寸法（mm）
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	

・ミディアムデンシティーファイバーボード（MDF）

施工箇所	厚さ（mm）	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

・その他図示

8 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち ［6．5．3］
※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し
諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（標準仕様書 表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度）
・（形状： 寸法： 材質： ）

⑨ 防腐・防蟻処理

⊙ 薬剤の加圧注入による防腐防蟻処理 ・ ［6．5．5］

適用部材	保存処理性能区分
土台、柱	・K2 ※K3 ・K4
	・K2 ※K3 ・K4
	・K2 ※K3 ・K4

⊙ 薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
⊙図示	※ 薬剤の製造所の仕様による	※ JIS K 1571に適合又は同等品

⊙ 薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（ ）
・合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位（ ）

⑩ 内部間仕切り軸及び床組み

⊙ 間仕切軸組に用いる木材の樹木名（製材を用いる場合） ［6．5．6］
※杉又は松
・床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）

11 窓、出入口その他

・窓、出入口その他に用いる木材の樹木名（製材を用いる場合） ［6．5．7］
※吊元枠、水抜りの下枠及び敷居はひのき、その他は杉又は松

12 床板張り

・縁甲板及び上がりこまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合） ［6．5．8］
※ひのき

13 壁及び天井下地

⊙ 壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）［6．5．9］
※杉又は松

14 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 ［表6．6．2～4］
屋外（ ※ 25形 ・ ） 屋内（ ※ 19形 ・ 25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
1章 適用区分による風圧力の（ ・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔 ・図示 ・
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・
野縁の間隔 ・図示 ・
既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない （納り等で使用できない場合は新規とする）
あと施工アンカーの施工後の確認試験
・行う（試験箇所数 ※屋内の場合、当該階において3箇所 ・図示 ）
（確認強度 ※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による ・ ）
・行わない

・つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ※ 図示 ・
・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※ 図示 ・

・天井の下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所 ※ 高さが6mを超える天井 ・図示 ・
補強方法 ※ 「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号）第3第2項第二号に適合させる。
・図示
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

・木野縁部-インサート新設
・軽天部-インサート再利用（納り等で使用できない場合は新規とする）

15 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナの種類 ［6．7．3、4］［表6．7．1］
※ 改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・図示
スタッドの高さが6.0mを超える場合 ※ 図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 改修標準仕様書6.7.4(5)による

16 ビニル床シート

［6.8.2．3］

種類の記号	色柄	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ FS	・無地 ・マーブル柄 ・柄物	・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性	※ 2.0	

※目地処理（工法 ※ 熱溶接工法 ・ ） ・突付け（施工箇所： ）
特殊機能
帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10 ～1×10 Ω程度 10
・

17 ビニル床タイル

［6.8.2］

種類の記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ KT ・図示 ・TT ・FT ・FOA ・FOB	・無地 ・柄物 ・図示	・300×300 ・450×450 ・500×500	・帯電防止 ・防滑性	※ 2.0 ・2.5 ・3.0	

特殊機能
帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10 ～1×10 Ω程度 10
・

18 接着剤

［6.5.3、4］［6.8.2］［6.9.3］［6.11.4、5］
接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・ 図示

⑲ ビニル幅木

［6.8.2］
材質の種類 ※ 軟質 ・硬質
高さ（mm） ※ 60 ・75 ⊙ 100
厚さ（mm） ※ 1.5以上 ・

20 ゴム床タイル

［6.8.2］
種類 ・単層品 ・複層品
色柄 （ ）
厚さ（mm） ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0
寸法（mm） （ ）

21 カーペット敷き

［6.9.2、3］［表6.9.1］

・織じゅうたん

織り方	パイルの形状	帯電性	備考
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・適用する ・適用しない	

色柄
※模様のない無地
パイル糸の繊維種等
※無地の織りじゅうたんの種別（・A種 ・B種 ・C種）
織じゅうたんの接合方法
※ ヒートボンド工法 ・つづり縫い

・タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・5～7 ・ ・4～6 ・	※ 全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する ・適用しない	

タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備 考
※ ループパイル	※ 第一種 ・第二種	・図示	※ 500×500	※ 6.5	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※ 500×500	※ 6.5	
・カット、ループ併用	・第一種 ・第二種		※ 500×500	※ 6.5	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
タイルカーペットの敷き方 平 場 ※ 市松敷き ・模様流し ・
階段部分 ※ 模様流し ・市松敷き ・
見切り、押え金物の材質、種類及び形状 ※ 図示 ・
下敷き材 ※ 反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8 TEL0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ） FAX0847-62-2251

図面名	建築工事特記仕様書（4）	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事工事設計図
縮尺	——	製作日	
1級建築士 第111572号	永井秀昭	No.	A － 5

22 合成樹脂塗床 [6．10．2、3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※ 平滑仕上げ　・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			※ 平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・

㉓ 防じん用塗床

材料　水性アクリル系樹脂塗材とし、製造所の指定する製品とする
工法　製造所の指定する工法とする
　なお、上塗りは２回塗りとし、総塗布量は０．２５ｋ／m2以上とする
仕上げの種類（ ※ 平滑仕上げ　・ 防滑仕上げ ）（ ※ 標準色　・　　）
JIS K 5970に基づく塗料のホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　・
・ 無機系耐久床仕上材（カラクリート同等品）

㉔ フローリング張り [6．11．2～6]

単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ（mm）	間伐材等の適用
・ フローリングボード１等	・ 釘留め工法（根太張り）	※ なら　・	15	
	・ 釘留め工法（直張り）	※ なら　・	・ 12	
	・ 接着工法	※ なら　・	・ 8	
・ フローリングブロック１等	・ 接着工法	※ なら　・	15	

複合フローリング

種類	工法	樹種	種別	厚さ（mm）	間伐材等の適用
⊙ 天然木化粧複合フローリング（既設合せ）	⊙ 釘留め工法(根太張り)	※ なら	⊙ Ａ種	⊙ 15	
	⊙ 釘留め工法(直張り)	・	・ Ｂ種	・ 12	
			※ Ｃ種	・ 12	
	・ 接着工法	※ なら	・ Ａ種	・ 12	
		・	・ Ｂ種	・ 12	
			※ Ｃ種	・ 12	

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ 改修標準仕様書6.11.2(2)による　・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
接着工法の場合の裏面緩衝材　※ 合成樹脂発泡シート
現場塗装仕上げ　・ 行う
　※ ウレタン樹脂ワニス塗り
　・ オイルステインの上、ワックス塗り
　・ 生地のままワックス塗り
　・ 行わない

25 畳敷き [6．12．2]

種別　・A種　・B種　・C種　※D種（畳床：・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　※KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-W）
下地の種類　・ 標準仕様書12.6.1による床組
　・ ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン　）
　・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：・C1　・C2）

26 せっこうボードその他ボード及び合板張り

ＭＤＦ、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 [6．13．2、3]
※F☆☆☆☆
合板のホルムアルデヒド放散量
※標準仕様書19.7.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・ 硬質木毛セメント板	HW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 中質木毛セメント板	MW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 普通木毛セメント板	NW	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 硬質木片セメント板	HF	・ 12　・ 15　・ 18　・ 21　・
・ 普通木片セメント板	NF	・ 30　・
・ けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ 2（無石綿）　・ 6　・ 8　・ 12
⊙ 化粧カルシウム板	1.0FK	
・ ロックウール化粧吸音板	DR	・ フラットタイプ（・ 9(不燃)　・ 12(不燃)　・　）
		・ 凹凸タイプ（・ 12(不燃)　・ 15(不燃)　・　）
・ ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・ 25　・
・ グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・ 25(ガラスクロス包)　・
・ せっこうボード	GB-R	※ 12.5（不燃）　・ 15（不燃）
・ 不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・ シージングせっこうボード	GB-S	12.5　（※不燃　・準不燃）
・ 強化せっこうボード	GB-F	・ 12.5　（不燃）　・ 15　（不燃）
・ せっこうラスボード	GB-L	9.5
・ 化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5　（不燃）幅 440mm 程度 模様（ ・ 柾目　・ 板目） 専用下地材有り
・ 化粧せっこうボード（トラバーチン模様）	GB-D	9.5（準不燃）・（不燃）
・ 普通合板		表板の樹種名 　生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン程度　・　　） 　不透明塗料塗り （ ※ しな程度　・　　） 板面の品質（・図示 ） 厚さ（mm）（ ・図示 ） 接着の程度（ ・ 1類　・ 2類　　） 防虫処理（ ・ 行う　・ 行わない）
・ 天然木化粧合板		樹種名（　　） 接着の程度（ ・ 1類　・ 2類 ） 厚さ（mm）（　　） 防虫処理（ ・ 行う　・ 行わない）
・ 特殊加工化粧合板		化粧加工の方法（ ・オーバーレイ　・プリント　・塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（ ・1類　・ 2類 ） 厚さ（mm）（　　） 防虫処理（ ・ 行う　・ 行わない）
・ メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による厚さ　（ ※ 1.2　・図示　）
・ ポリエステル樹脂化粧板		・図示
・ ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・ 3　・ 7　・ 9　・ 12　・
・ 単板張り パーティクルボード		・ 無研磨板　ＶＮ　・ 研磨板ＶＳ ・ 10　・ 12　・ 15　・ 18　・
・ 化粧パーティクルボード		・ 単板オーバーレイ　ＤＶ ・ プラスチックオーバーレイ　ＤＯ ・ 塗装　ＤＣ ・ 10（難燃）　・ 12（難燃）　・
・ ハードボード（素地）	HB	・ 無研磨板（ ・ スタンダード　・ テンパード　ＲＮ） ・ 研磨板　（ ・ スタンダード　・ テンパード　ＲＳ）
・ ハードボード（化粧）		・ 内装用Ｄｉ　・外装用ＤＥ ・ 2.5　・ 3.5　・ 5　・ 7　・
・ インシュレーションボード	IB	A級（ ・ 天井仕上げ　・ 内装仕上げ　・　　） ・ 9　・ 12　・ 15　・ 18　・

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
　※ 図示による
合板の張付け　・ A種　・ B種
せっこうボードの目地工法　・ 仕上表による　・

27 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆ [6．14．2、3]

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
⊙図示			○			⊙ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	
						・ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	

モルタル・せっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　※ B種　・
コンクリート面の素地ごしらえの種別　※ B種　・
せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえの種別　※ B種　・

㉘ モルタル塗り [6．15．3、5、6]

モルタル　※ 現場調合材料　・ 既調合材料（材料　　）
既製目地材　・ 設ける　施工箇所（　　）　形状（ ※ 図示　・　　）
　⊙ 設けない
床の目地　・ 設ける（目地割り　※ ２m2程度（最大目地間隔３m程度　・　　）
　（種類　※ 押し目地　・　　）
　⊙ 設けない
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験
　・ 適用する　・ 適用しない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
　・図示による
建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤
（品質・性能）
（試験方法）JIS A1404「建築用セメント防水剤の試験方法」による

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	（凝結時間）始発：1時間以上　終結：10時間以内
	（安定性）収縮性、膨張性のひび割れ及びそりの有無について確認する。
曲げ及び圧縮強度比	防水剤を混入したもの、しないものの曲げ強度比及び圧縮強度比 70%以上
吸水比	防水剤を混入したもの、しないものの吸水比 95%以下
透水比	防水剤を混入したもの、しないものの透水比 80%以下 ただし、透水試験における水圧は、3.0×10 Ｐａ^{5}として1時間行う

29 タイル張り [6．16．2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル（ ※ 縦、横とも4m以内ごと　・ 図示　・　　）
　床タイル以外（ ※ 図示　・　　）
・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	釉ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
床	図示						○		○	○		○			
壁	図示						○		○	○		○			

耐滑り性：JIS A 1509-12（セラミックタイル試験方法ー第12部：耐滑り性試験方法）で規定するC.S.R値は0.4～1.0とする。
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・ 行う　※ 行わない
見本焼き　・ 行う　・ 行わない

既調合モルタル
　モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能）

項目	品質・性能	項目	品質・性能
保水率	70.0%以上	長さ変化率	0.20%以下
単位容積質量	1.80ｋ／L以上	曲げ強さ	4.0N／mm2以上
接着強さ　標準時	0.60N／mm2以上		
温冷繰り返し後	0.40N／mm2以上		

（試験方法）
（１）試料の調製
　製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。
　練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
（２）保水率の試験方法
　JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A ろ紙（直径11ｃｍ）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ３mm）を設置し、（１）で調製した試料を平滑に詰込む。
　その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、１mmの単位まで測定する。
　試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
　　保水率＝50／平均値×100　　（注）　50：リング型わくの内径　　mm
（３）単位容積質量の試験方法
　JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
（４）接着強さ（標準時）の試験方法
　ｲ）適用タイルが「モザイクタイル」の場合
　（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
　（試験方法）JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、シ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さエポキ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。
　（全てが0.6N/mm2以上を確保していること）
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
　Ｔ　：タイルの母材破断　　Ｍ：既調合モルタルと下地板の界面破断
　ＴＭ：既調合モルタルとタイルの界面破断　　：下地板の母材破断
　Ｍ　：既調合モルタルの母材破断
　ﾛ）適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
　（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」 に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
　（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
（５）接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
　（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（４）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
　（温冷繰返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」に規定する7.11温冷繰返し試験に準じて行う。
　試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を１サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
　（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全て が0.4N/mm2以上を確保していること）
（６）長さ変化率の試験方法
　JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
（７）曲げ強さの試験方法
　JIS A6916「建築用下地調整塗材」の7.11 曲げ強さ試験に準ずる。
　試験室の状態：試験室は温度20±2℃、湿度65±10%とする。
既調合目地材
（品質・性能）

項目	品質・性能	項目	品質・性能
保水率	30.0%以上	吸水量	50以下
長さ変化率	0.2%以下（収縮）	単位容積質量	1.80ｋ/L以上

（試験方法）
（１）試験の条件
　試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。
（２）試料の調整
　正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2Ｌの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。 練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」11.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。
（３）保水性（ろ紙法）
　JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A ろ紙（直径18.5ｃｍ）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、２）で練り混ぜた試料を金ベらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。
　10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて１mmまで測定する。 試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
　　保水率（%）＝50／平均値×100 注）50：リング型わくの内径（mm）
（４）単位容積質量
　（２）で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。
（５）長さ変化率
　（２）で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.8長さ変化率試験に従って行う。
（６）吸水量
　（２）で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7.5に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。
有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	釉ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	備考

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　・
塗厚（mm）　※10mm程度　・ 図示 [6．17．2、3]

30 セルフレベリング材塗り

⑦ 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [7．1．3]
　※ Ｆ☆☆☆☆　・
防火材料　※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
　・ 次の箇所を除き防火材料とする（ ・　　）

② 下地調整
素地ごしらえ

塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7．2．1～7]
　※ 劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・
下地調整、素地ごしらえ

下地面の種別	塗替え 下地調整の種別	新規 素地ごしらえの種別	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種　・	⊙Ａ種　・Ｂ種	―
鉄鋼面	※ＲＢ種　・	Ｃ種	―
鉄鋼面（ＤＰ）	※ＲＢ種　・	Ｂ種	―
亜鉛めっき面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	―
モルタル面、せっこうプラスター面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	・行う
コンクリート面（ＤＰ以外） ALCパネル	※ＲＢ種　・	・Ｂ種	・行う
押出成形セメント板面（ＤＰ） コンクリート面	・ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	―

③ 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別 [7.4.2、3]

塗　装　面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	ＳＯＰ	新規見え掛り		・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ－Ｇ	新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＤＰ	新規		・Ａ種　・
亜鉛めっき鋼面	ＳＯＰ	新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ－Ｇ	新規鋼製建具等		・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・

④ 仕上げ塗料塗り [7.5.2～7．13．2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
⊙合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） 塗料の種類　※１種　・２種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
・クリアラッカー塗り　（ＣＬ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ＮＡＤ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ） 上塗り等級 ・１級 ・２級 ・３級	コンクリート面及び押出成形セメント板面 鉄部	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種
⊙つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　⊙Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　⊙Ｂ種
	せっこうプラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　⊙Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　⊙Ｂ種
	屋内木部	※Ｂ種　・	※ Ａ 種
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　⊙Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ａ種　・	※Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）		※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
⊙ウレタン樹脂ワニス塗り　（ＵＣ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ステイン塗り		・ビグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り（ＯＳ）	
・木材保護塗料塗り　（ＷＰ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
　※ Ｂ種又はＣ種の場合は改修標準仕様書7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※ Ｂ種又はＣ種の場合は改修標準仕様書7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

・ 高日射反射率塗料塗り
　下地調整（改修標準仕様書7.2.2）　・ ＲＡ種　※ ＲＢ種　・ ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量（ｋ/m2）
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・ 1級　・ 2級　・ 3級	塗料製造所の仕様による

クリアラッカー塗りＡ種の工程２の着色
　・適用しない　　・適用する（着色剤：・溶剤形着色剤　・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色
　・適用しない
　・適用する（着色剤：・ 油性顔料着色剤　・ 溶剤形顔料着色剤）
オイルステイン塗りの工程等

⑧ 耐震改修工事

特記仕様書（構造関係）による

⑨ 環境配慮改修工事

1 石綿含有建材の除去工事

調査 [9．1．1、3～5]
・ 石綿含有建材の事前調査
　工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
　貸与資料（　　・図示　　）
　・ 特記仕様書（1）-10を参照ください。
・ 分析による石綿含有建材の調査
　分析対象
　　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、
　　トレモライト
　分析方法

材料名	分析方法（定性）JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量）JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

　材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
　サンプル数　１箇所あたり３サンプル
　採取箇所　・ 図示　・
・ アスベスト粉じん濃度測定
　測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速１m／ｓ以下の位置　・ 計　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計　点
	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計　点

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8　ＴＥＬ0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ）　ＦＡＸ0847-62-2251

図面名	建築工事特記仕様書（5）	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事工事設計図
縮尺	——	製作日	
１級建築士 第111572号	永井秀昭		

No. A - 6

測定方法

・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定4　・測定5 ・測定（　　）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（l/min）	試料の吸引時間（min）
・測定4　・測定5　・測定（　　）	25	5	30
・測定（　　）	47	10	120
・測定（　　）	47	10	240
・測定（　　）			

石綿含有建材の処理

・石綿含有吹付け材の除去

除去対象範囲　※ 図示

除去工法　※ 改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による

・

除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化

除去した石綿含有吹付け材等の処分

・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有保温材等の除去

除去対象範囲　※ 図示

除去工法　※ 原形のまま、手ばらし　・ 破砕して除去

除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化

除去した石綿含有保温材等の処分

・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去

除去対象範囲　※図示

除去した石綿含有成形板の処分

・ 石綿含有石こうボード

※ 埋立処分（管理型最終処分場）

・ 石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板

・ 埋立処分（安定型最終処分場）

・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去

除去対象範囲　※図示

養生方法

・ 室内全面

除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分

・ 埋立処分（安定型最終処分場）

・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去

下記以外は、改修標準仕様書9.1.3(5)9.1.2による

除 去 工 法

※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法

・ 集じん装置併用手工具ケレン工法

・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度）

・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）

・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用）

・ 剥離剤併用手工具ケレン工法

・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度）

・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）

・ 剥離剤併用超音波ケレン工法

・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

除去対象範囲　※ 図示

作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う

試験施工　※ 行わない　・ 行う

除去した石綿含有仕上塗材の処分

・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場）

・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分

※ 改修標準仕様書9.1.3(3)による

確認及び後片付け　※ 改修標準仕様書9.1.3(4)の(ｱ)、(ｲ)、(ｶ)及び(ｸ)による

石綿含有建材除去後の仕上げ工事　※ 図示

2　外断熱改修工事

断熱材　［9.2.1～4］

断熱材の種類（ ポリエチレンフォーム ）、断熱材の厚さ（　25　mm）

施工箇所　・ 図示　・ 屋上防水下地

ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　・

外装材

種類	防火性能	備考

既存外壁の処置

既存外壁仕上材の撤去　・ あり　・ なし

下地面の清掃　・ 行う　・ 行わない

欠損部がある場合の改修工法　※ ４章外壁改修工事による

工法

1章適用区分による風圧力（ ・１ ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

不陸等の下地調整　・ 図示

通気層の有無　・ あり（　mm）　・ なし

断熱材、外装材の施工及び外装材の外壁への取付け

※ 断熱材及び外装材製造所の仕様による　・

3　断熱・防露改修工事　［9.3.2～4］

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒト放散量

※ Ｆ☆☆☆☆　・

・断熱材打込み工法

種類		厚さ（mm）	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・ 25	
※ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし）	※ 2種ｂＡ	※ 25	※ 外壁
	※ 3種ｂＡ	※ 25	※ スラブ
・硬質ウレタンフォーム断熱材		・ 25	
・フェノールフォーム断熱材		・ 25	

施工箇所の詳細は、仕上表及び図示による

・断熱材現場発泡工法

断熱材の種類　※ Ａ種１　・ Ａ種１Ｈ

吹付け厚さ（mm）　・ 25　・ 30　・

施工箇所　※ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所

・ 図示

⊙グラスウール　⊙ t=100　24kg/m3

現場発泡断熱材

（品質・性能）

項目	品質・性能
難燃性	下記のいずれかによっていること （１）JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 （２）法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）に適合していること。
発熱性	準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の （１）～（３）に適合していること。 （１）総発熱量が8ＭＪ／m2以下であること。 （２）防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 （３）最高発熱速度が、10秒以上継続して200ＫＷ／m2を超えないこと。

（試験方法）

（１）原液試験（原液粘度試験）

JIS K 7117-1「プラスチック－液状、乳濁状又は分散状の樹脂－ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」による。

（２）発泡品試験

1）試料の作製は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。

2）試料の状態調節は、JIS A 9526の6.2.2による。また、試験片の作製はJIS A 9526の6.2.3による。

3）試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。

4）圧縮強さ試験は、JIS A 9526の6.2.5による。

5）熱伝導率試験は、JIS A 9526の6.2.6による。

6）接着強さ試験は、JIS A 9526の6.2.7による。

7）透湿率試験は、JIS A 9526の6.2.8による。

（３）難燃性の試験は、下記のJIS A 1321に規定する表面試験及び発熱性試験による。

1）難燃性の試験については、JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。

2）発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

・断熱材後張り工法

断熱材の種類（　　）

断熱材の厚さ（　　mm）

・ 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル（材質　　厚さ　　mm）

・張り付け工法

断熱材の張り付け工法　・

断熱材へのボードの張り付け工法　・

4　屋上緑化改修工事　［9.4.2～4］

植栽基盤及び材料

屋上緑化軽量システム　・ 適用する　・ 適用しない

芝及び地被類の種類等　※ 図示　・

見切り材、舗装材、排水穴、マルチング材等　※ 図示　・

（品質・性能等）

項目	品質・性能
透水、排水層等構成材の主要材質	合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。（保水層を有する場合は、保水層共）
透水層	目詰まりにより植物の生育に支障を生じることがなく、植え込み用土を流出させない構造であること。
排水層	植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造をもつこと。
排水層の鉛直方向の排水性能	240ｌ／m2・ｈ以上
耐荷重性能（排水層の許容圧縮強度）	一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。 3×10^6 Ｎ／m2以上の載荷重で破損・有害な変形がないこと。
耐根層	重ね合わせ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して３年以上の耐根性能を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるものであること。
耐根層保護層	材質は、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護するものであること。ただし、耐根層を保護コンクリート（絶縁シートも含む）の下に設ける場合は省略することができるものとする。

（試験方法）

（１）排水基盤の耐荷重性能

（イ）3×10^4 Ｎ/m2の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。また、その時の圧縮応力に対する歪み（%）を測定する。（保水層を有する場合は保水層も対象とする。）

（ロ）試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。

加圧速度は10mm／ｍｉｎ以下とする。

1章 適用区分による風圧力の（ ・１ ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

かん水装置　・ 設置する（種類　・　　）

既存保護層の撤去　・ 行う　・ 行わない

新植した芝及び地被類の枯補償の期間　※ 引き渡しの日から1年

5　透水性アスファルト舗装改修工事　［9.5.2～5、9］

下記以外は、１０章その他による

既存舗装の撤去及び再利用　※ 図示

1ⓒ　その他

1　フリーアクセスフロア　（20.2.2）

構法	・ 置敷式	・ 支柱調整式
所定荷重	※ 3,000Ｎ　・ 5,000Ｎ	※ 3,000Ｎ　・ 5,000Ｎ
耐震性能	・ 1.0　・ 0.6	・ 1.0　・ 0.6
パネル寸法（mm）	・ 図示	
高さ（mm）	・ 図示	
表面仕上材	※ タイルカーペット ・ 帯電防止床タイル	※ タイルカーペット ・ 帯電防止床タイル
施工箇所	※ 図示	※ 図示

寸法精度

※ 標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による

スロープ及びポーダー　※ 製造所の仕様による　・ 図示

配線用取り出しパネル

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※ 製造所の仕様による　・ 20～30パーセント

配線取り出し開口　※ 製造所の仕様による

・ パネル枚につき、40mm×80mm程度の開口１箇所以上

空調用吹き出し（吸い込み）パネル　・ なし　・ あり（形式、施工箇所：※ 図示　・　　）

（性能）

（１）耐荷重性能　変形5.0mm以下　残留変形3.0mm以下

（２）耐衝撃性能　残留変形3.0mm以下及び損傷がないこと

（３）ローリングロード性能

所定荷重1,000Ｎ（5,000Ｎの積載荷重は1,000Ｎ以上で任意）による繰り返し試験後、残留変形3.0mm以下

（４）耐震性能

イ）固定台試験による耐震性能

項目	性能
①ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき又はコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の<適用地震時水平力>以上
②上記①以外の部分が耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の<適用地震時水平力>以上
③適用地震時水平力を加力した時の支柱頂部の変位	構造床面からの高さの1/50以下

<適用地震時水平力>

3,000Ｎ 0.6タイプ 支柱一本が負担する床加重

｛（m2当り自重+3,000Ｎ）/m2当りの支柱本数｝×0.6

3,000Ｎ 1.0タイプ 支柱一本が負担する床加重

｛（m2当り自重+3,000Ｎ）/m2当りの支柱本数｝×1.0

5,000Ｎ 0.6タイプ 支柱一本が負担する床加重

｛（m2当り自重+5,000Ｎ）/m2当りの支柱本数｝×0.6

5,000Ｎ 1.0タイプ 支柱一本が負担する床加重

｛（m2当り自重+5,000Ｎ）/m2当りの支柱本数｝×1.0

ロ）振動台試験による耐震性能（設計床高さ≦300mmの場合のみ）

振動台試験において、パネルの脱落や使用上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がない。

（５）耐然焼性能

建築基準法第２条第９号の規定に基づく不燃材料又は燃焼終了後の残炎時間が0秒

（６）帯電防止性能評価値（Ｕ）

0.6以上

（７）感電防止性能

漏えい抵抗(R)≧1×10^6 Ω

（８）歩行感

通常の歩行において空洞音やがたつきがなく、歩行感に違和感がない

（９）メンテナンス性

交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。

（試験方法）

（１）耐震性能

1）設計床高さ≦300mmの場合

試験体ユニット1000mm×2500mm程度

所定の重りの質量　3000Ｎ：200ｋ　5000Ｎ：350ｋ

加振　0.6：所定加速度600ｃｍ／S2　1.0：所定加速度1000ｃｍ／S2

2）300mm<設計床高さ≦600mmの場合

①固定台による耐震性能試験

イ、支柱調整式－支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法－１又は、試験方法－２による。

ロ、原則として、試験方法－１はパネル単体設置（Ａタイプ）に適用し、試験方法－２はパネル連結設置（Ｂタイプ）に適用するものとする。

②試験方法－１

イ、試験は、コンクリート（JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品 種類：Ｎ300）に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。

ロ、加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、３個とする。

③試験方法－２

イ、試験は、コンクリート（JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類：Ｎ300）に接着した数ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。

ロ、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱１本当たりの水平力とする。又、800mm×800mmに荷重板1,900Ｎ（3,000Ｎ／１m2 相当）を１箇所設ける。試験体数は、１セットとする。

④零点補正及び測定記録

試験体と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1／2程度の水平力を加力した後、速やかに除荷して“０”にした状態を零点とする。又、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。

3）共通事項

試験に使用する表面仕上げ材

種類：タイルカーペット　繊維素材：ナイロン100 %

パイル携帯：ループパイル

パイル長：3.0mm～4.0mm　バッキング素材：塩化ビニル樹脂

全厚：6.0mm～7.0mm　単位質量：4.0ｋ/m2～6.0ｋ/m2

人体耐電圧：２KV以下

2　表示　（20.2.11）

案内用図記号はJIS Z 8210による。

誘導標識、非常用進入口等の表示　※消防法に適合する市販品　・

室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等

㊙ 図示　⊙ 150×150×5　アクリル板　シルク印刷

3　ブラインド　（20.2.14）

形式	操作方法	種類	スラットの材質	スラット幅（mm）	ボックスレールの材種	幅・高さ取付箇所
・横形	※手動	※ギア式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 □	・ 25 ・ 35	※鋼製 ・図示	※図示
	・電動	ー				
・縦形	※手動	※2本操作コード式 ・１本操作コード式	※アルミスラット ・クロススラット	・ 80 ・ 100	アルミニウム合金製	※図示
	・電動	ー				

アルミスラットの材質　焼付け塗装仕上げ

クロススラットの材質　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工

4　ロールスクリーン　（20.2.15）

材種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	取付箇所	備考
・ガラス繊維製 ・合成・天然繊維製 ・木製	・電動式 ・スプリング式 ※ チェーン式	・１級 ・２級 ・３級	※ 図示	※ 図示	

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料

※ 製造所の仕様

5　カーテン　（20.2.16）

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・プレーンひだ		※図示	
						（暗幕）

暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※ 300mm以上

⊙既設シャワーカーテン撤去

6　カーテンレール　（20.2.16）

材料による区分　※ アルミニウム又はアルミニウム合金の押出し成型材

・ ステンレス製

強さによる区分　※ 10-90

仕上げ　※ アルマイト

形状　※ 角形

⊙既設アルミカーテンレール撤去

7　ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ（mm）　・ 90×150　・ 120×80　・ 120×150　・ 150×80　・ 図示

材質　・ 集成材（ 仕上げ：カンナ掛け　）

・ アルミニウム製　押出し型材（市販品）

表面処理　・ BC-1　・ BC-2（※標準色（　　）　・ 特注色（　　））

・ 鋼製（仕上げ：　　）

8　天井点検口

材種	寸法（mm）	形式		外枠	内枠
※ アルミニウム製	※ 450×450 ・ 600×600	※ 一般形	・ 屋内外用 ※ 屋内用	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ
		・ 気密形			

（品質・性能）

内外枠の材質　アルミニウム製

JIS H 4100 A6063S-5又は同等の性能を有するもの

表面処理　陽極酸化皮膜JIS H 8601(AA6)又は同等の性能を有するもの

（外部に用いる場合は、JIS H 8602の8種又は同等以上の性能を有するもの）

内枠及び外枠のコーナーピース

鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの

外枠の取付け金物

鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの

内枠の仕上げ材留付金物

アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの

耐久性能（繰り返し開閉試験）

（１）50回、100回、300回の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内。

（２）開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。

枠の寸法許容差　±0.5mm以内

外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内

（試験方法）

内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験

（１）試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。

吊り金物は、外枠を天井下地取付用補強材に直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB-Rの難燃2級又は発熱性２級以上）二重張りとする。

（２）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。

（３）測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ）　FAX0847-62-2251

図面名	建築工事特記仕様書（6）	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事工事設計図
縮尺	——	製作日	
1級建築士 第111572号	永井秀昭	No.	A - 7

9 床点検口

材種	寸法（mm）	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ※ 600×600	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
（品質・性能）

部材名	材質	屋内外用	屋内用
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材	JIS H 4100のA6063S -T5 （表面処理）JIS H 8602のB種又はJIS H 8601のAA15	
	ステンレス製	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度
	鋼製	ー	標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
二重蓋の中蓋	鋳鉄	JIS G 5501のFC150、FC200	
	その他	塩化ビニル樹脂製等	
目地材	黄銅	JIS H 3100 のC2600、C2720、C2801 JIS H 3250 のC3602、C3604	
	ステンレス	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304	
底板材コーナーピース底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308のSUS304	JIS G 4305のSUS430
	アルミニウム板	JIS H 4000(A1100P H24) 表面処理：陽極酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(B)	ー
	鋼材	ー	鋼製又はJIS G 3313にメラミン樹脂焼付塗装若しくは、標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等枠の材質、形状に適した弾力性、密着性を有するもの	
アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの	
取手		黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする	
鍵		黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする	
蓋の耐荷重性能		蓋中央部が荷重値Pn=1,000Nにおいて残留たわみが点検口の有孔径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること 。	

受け枠寸法の許容差　±0.5mm以下
蓋付寸法の許容差　　±0.5mm以下
受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
耐荷重試験
試験体は、張物用とし、600mm角程度、枠見込みは、40mm以下とする。
試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。
本試験前に200Ｎを加圧した後、本試験を行う。
本試験は、1,000Ｎで加圧、荷重除去を3回繰り返した後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。
測定は、蓋中央部にかかる加圧を200Ｎ増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Ｎまで3回繰り返す。

10 手すり

材質	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
・集成材	・クリアラッカー　・	・35　・45　・	
・ステンレスパイプ	・ＨＬ程度　・		
・鋼製パイプ	・ＳＯＰ　・ＥＰ－Ｇ		
・ビニル製ハンドレール			

⑪ 天井見切り縁等
壁及び下がり壁と天井の取合いの見切縁（天井見切縁、下がり壁見切縁）の材種
※ アルミニウム既製品　・ビニル既製品 ⊙ 図示

12 視覚障害者用床タイル（視覚障害者誘導用ブロック）
（１１．２．２、１９．２．２）

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内	玄関	・塩化ビニル製	※ 300×300　・	・7.0
		・セラミックタイル	※ 300×300　・	・7.0
		・レジンコンクリート製	※ 300×300　・	
		・コンクリート製		
屋外	玄関	・セラミックタイル	※ 300×300　・	・7.0
		・レジンコンクリート製	※ 300×300　・	
		・コンクリート製		

突起の形状、配列及び寸法は JIS T 9251による

⑬ 鉄筋
A
構造設計図優先とする
８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（５．２．１）（表５．２．１）

種類の記号	呼び名	備考
※ ＳＤ２９５Ａ	※ Ｄ１６以下	
※ ＳＤ３４５	※ Ｄ１９以上	

⑭ 溶接金網
８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（５．２．２）

種類	網目寸法、鉄線の径（mm）	備考
※ 溶接金網	100×100×6	

⑮ 鉄筋の継手及び定着
A
構造設計図優先とする
８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による ⊙ 溶接金網も準ずる　（５．３．４）
鉄筋の継手の方法等
※ 重ね継ぎ手

鉄筋の重ね継手の長さ
※ ４０ｄと標準仕様書表５．３．２の重ね継手の長さのうち大きい値とする

鉄筋の定着長さ
※ 柱に取り付ける梁の引っ張り鉄筋の直線定着長さは４０ｄ以上とし、それ以外は標準仕様書表５．３．４による

機械式定着工法
・適用する
適用箇所　・図示による　・
種類　・摩擦圧接接合　・螺合グラウト固定　・嵌合グラウト固定

⑯ コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等
A
構造設計図優先とする
８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（６．２．１～４）
※ 普通コンクリート

設計基準強度（Ｆｃ）（Ｎ／mm2）	スランプ（ｃｍ）	適用箇所
※21	※ 標準仕様書表6.2.2による	※ コンクリート全て（無筋コンクリートを除く）

⑰ セメント
A
構造設計図優先とする
種類　（６．３．１）
※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種
・高炉セメントＢ種
・フライアッシュセメントＢ種

⑱ 型枠
８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（６．８．２）
せき板の材料　※ 合板　厚さ（ ※ １２mm　・　　）
・メッシュ型枠
・断熱材を兼用した型枠　厚さ２５mm以下かつ熱抵抗値１ｍｈ℃／ｋＣａｌ以上

⑲ 無筋コンクリート
A
構造設計図優先とする
８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（６．１４．１）

種　類	設計基準強度（Ｆｃ）（Ｎ／mm2）	スランプ（mm）	施　工　箇　所
※ 普通コンクリート	※ １８	※ １５	※ 標準仕様書6.14.1(4)(7)～(b)による

種類
※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種
・高炉セメントＢ種
・フライアッシュセメントＢ種

⑳ 床コンクリート
直均し仕上げ
A
構造設計図優先とする
（８．１．４）（表８．１．５）
仕上げの平たんさは、図示以外は下記による

改修標準仕様書表6.1.5による平たんさの種別	施工箇所
ａ種	合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロア（置敷式）（　　）
ｂ種	カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材塗り（　　）
ｃ種	タイル張り、モルタル塗り、フリーアクセスフロア（支柱調整式）（　　）

㉑ あと施工アンカー
A
構造設計図優先とする
（１４．１．３）
６章内装改修工事　軽量鉄骨天井下地及び８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による
あと施工アンカー施工後の確認試験　※ 行う　⊙ 行わない

22 トイレブース
（２０．２．５）

表面材の材料	脚部	ドアエッジ
	形状	材質
※ メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ	※ アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材

（品質・性能）
（１）パネル

項目	品質・性能
表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。
裏打材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防錆処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
心材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
枠材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とする。
エッジ材	
小口	防水処理を施す。

（２）構造金物

項目	品質・性能
脚部（脚具、幅木）	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1とし、仕上げはHL程度とする。

（３）付属金物

項目	品質・性能
ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。

（４）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5.b）による。

（５）パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品質・性能	
	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表８品質による耐汚染性（Ｂ法）の規定を満足していること。	ー
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。	
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」第９条特殊加工化粧合板に示された耐汚染性Ｂ試験において、試験片の表面に色が残らないこと。	JAS「合板の日本農林規格」第９条特殊加工化粧合板に示された耐引っかき性Ｂ試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。
ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。	
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。	

（試験方法）
（１）ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」に規定する試験による。
（２）戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験による。
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※ JIS A 6512によりＦ☆☆☆☆以上

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8　ＴＥＬ0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ）　ＦＡＸ0847-62-2251

図面名	建築工事特記仕様書（7）	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事工事設計図
縮尺	——	製作日	1級建築士 第111572号　永井秀昭

No. A - 8

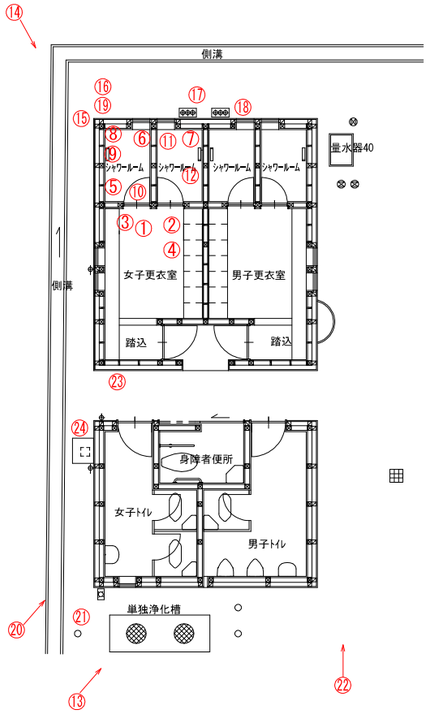

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

配置図　S＝1/500

(縮小率 ： A2=100%,A3=70%)

MEMO		有限会社 永井一級建築士事務所 広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072 広島県知事登録（19(1)第3940号）　FAX0847-62-2251	図面名	配置図・現況写真	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事	設計図	
			縮尺	S=1/500	製作日	1級建築士 第111572号 永井秀昭	No.	A - 9

改修前

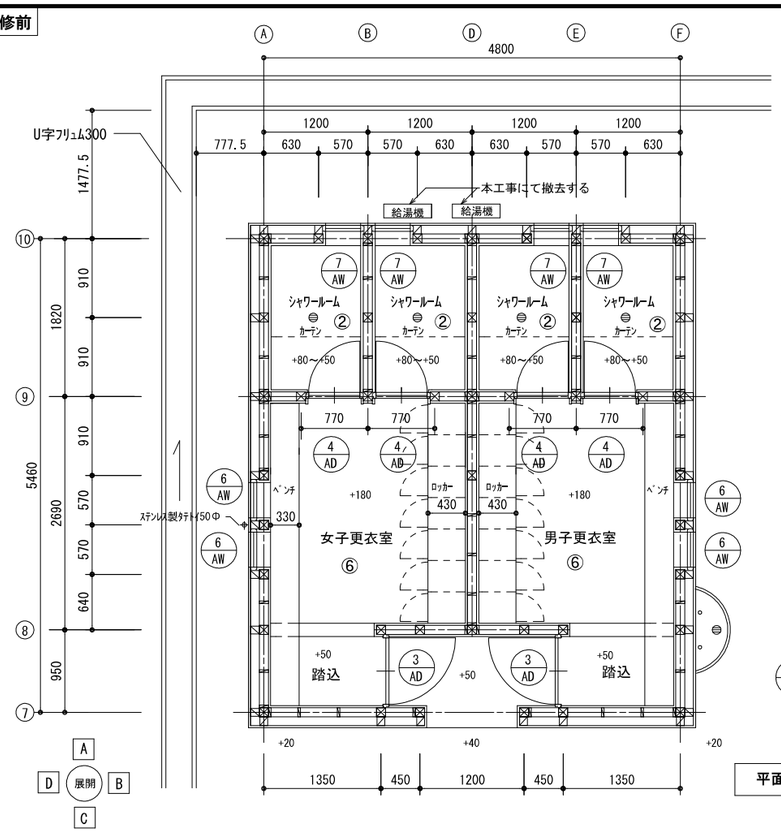

建物床面積
4.80 × 5.60 = 26.88 ㎡

仕上げ	
①	ﾗｽﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ押え下地処理の上 浴室用ﾍﾞﾝｷ塗り
②	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ押え　水勾配付 ｿﾌﾄﾁｪｯｶｰ敷
③	ｹｲｶﾙ板t=6.0　2重張りの上　VP塗り 既設曲面天井(現況写真参照)
④	構造用合板T1 t=12張り下地 OP塗り
⑤	不透明ｶﾞﾗｽt=5.0
⑥	ﾅﾗ複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞt=15 転ばし根太　ｺﾝﾊﾟﾈt=12下張り
⑦	ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板t=0.5ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾘﾙ加工 25角　上下水切り・ｺｰﾅｰ役物他
⑧	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し
⑨	PB=12.0下地処理の上　VP塗り
⊜	ｼｬﾜｰﾙｰﾑ内の目皿は本工事に於いて撤去 周囲ｺﾝｸﾘｰﾄ斫りの上ﾓﾙﾀﾙにて補修する

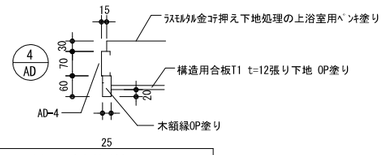

平面詳細図(改修前)　S=1/50

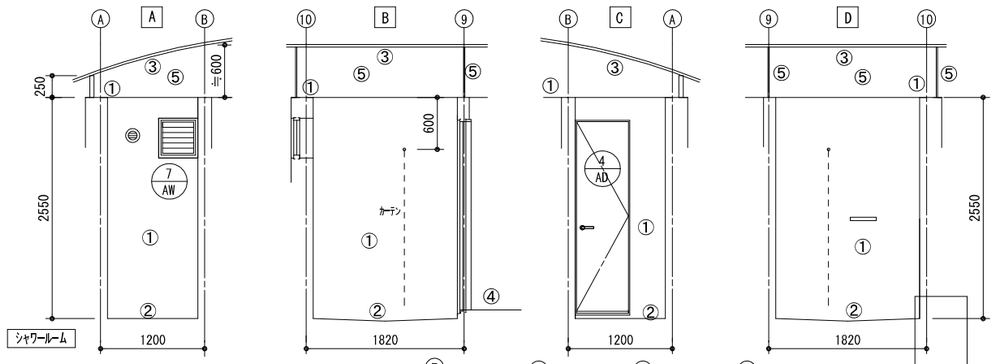

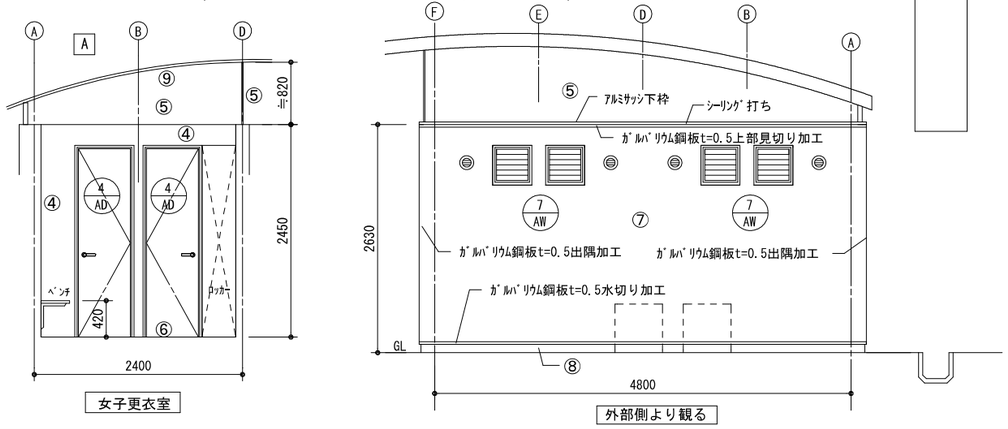

改修後

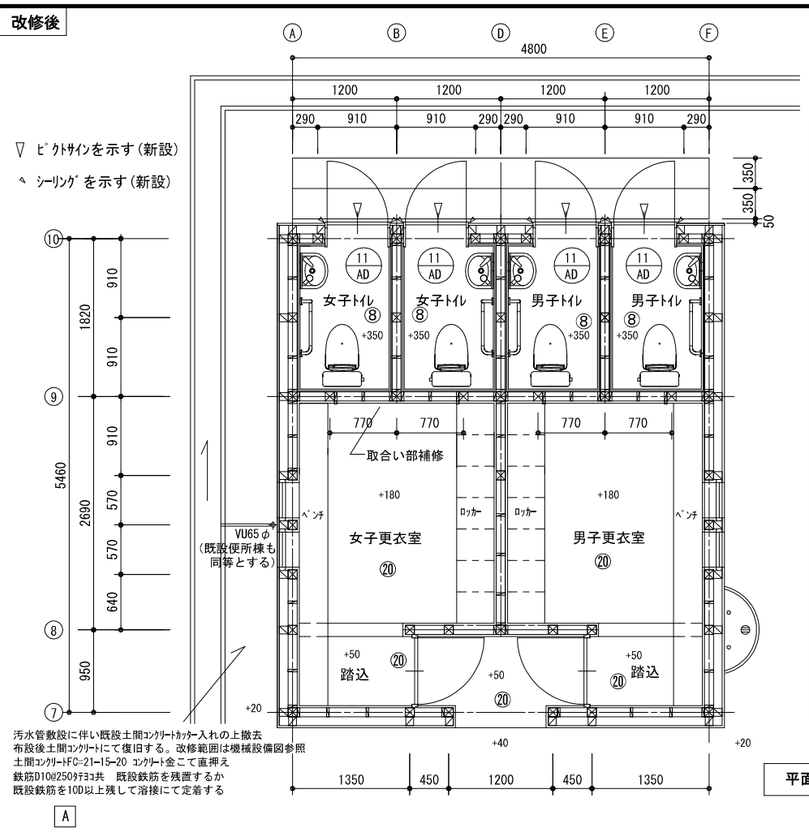

工事対象床面積
4.80 × 1.82 = 8.736 ㎡

仕上げ	
①	木胴縁16*40@300 耐水T1ﾗﾜﾝ合板t=12 化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｭｳﾑ板t=6.0　ｼﾞｮｲﾅｰ工法
	外部に面する部分GWt=100充填 衛生器具取付部・必要により下地補強の事
②	ソフト巾木H=100
③	額縁・集成材t=25　SOP塗り
④	見切り縁・集成材t=30　SOP塗り 取付け用下地材共
⑤	木胴縁16*40@300 耐水T1ﾗﾜﾝ合板t=12
⑥	ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板t=0.5ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾘﾙ加工　25角 上下水切り・ｺｰﾅｰ役物他　別紙詳細図
	A～E間　全面貼り替え 下地・防水ｼｰﾄ張り　横胴縁100*45
⑦	踏み台・別図参照
⑧	土間ｺﾝｸﾘｰﾄの上、ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ押え+ｶﾗｰｸﾘｰﾄ 溶接金網6Φ100*100　ｺﾝｸﾘｰﾄFc=21-15-20
⑨	ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板t=0.5水切り加工・撤去新設
⑳	既設のまま

汚水管敷設に伴い既設土間ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰ入れの上撤去
布設後土間ｺﾝｸﾘｰﾄにて復旧する。改修範囲は機械設備図参照
土間ｺﾝｸﾘｰﾄFc=21-15-20 ｺﾝｸﾘｰﾄ金こて直押え
鉄筋D10@250ｳﾁﾖｺ共　既設鉄筋を残置するか
既設鉄筋を10D以上残して溶接にて定着する

平面詳細図(改修後)　S=1/50

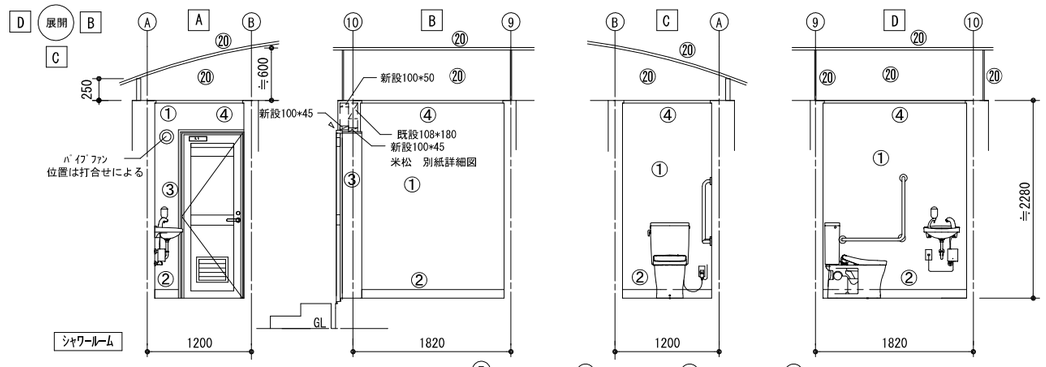

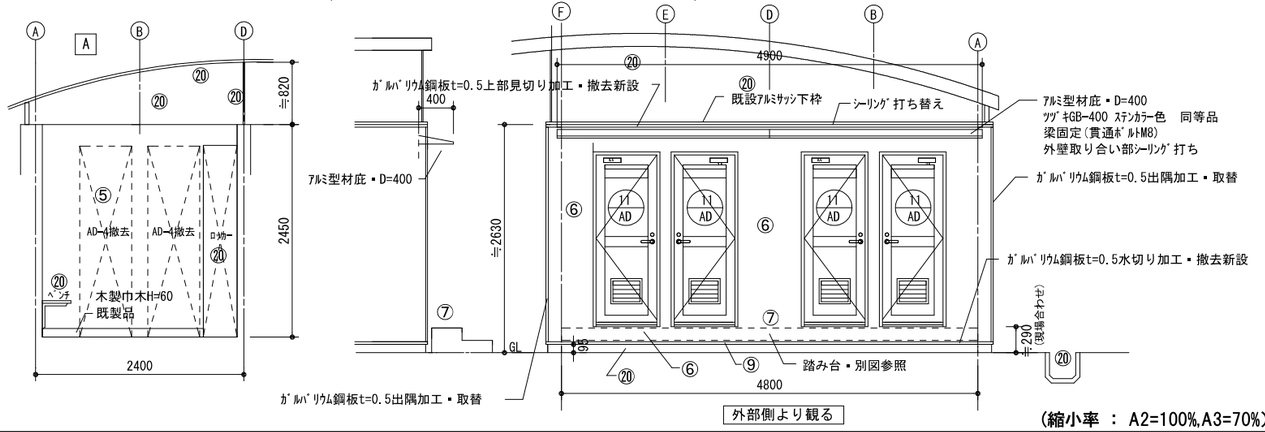

(縮小率 ： A2=100%,A3=70%)

MEMO	有限会社 永井一級建築士事務所 広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072 広島県知事登録（19(1)第3940号）　FAX0847-62-2251	図面名	平面詳細図　展開図	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
		縮尺	S=1/50	製作日	
		1級建築士 第111572号	永井秀昭	No.	A - 10

工事概要

1・既設シャワールーム(男女計4室共)をトイレに改修する。ｼｬﾜｰ器具、ｶｰﾃﾝ、床ｿﾌﾄﾁｪｯｶｰ、床壁ﾓﾙﾀﾙ等全面撤去　天井・間仕切り上部ｶﾞﾗｽ板は既設のまま使用する

2・更衣室側のアルミ製ドアを撤去し壁を設けて閉塞する。間仕切り壁新設、仕上げ材等新設・取合い部改修

3・外部側の壁を撤去しアルミ製ドアを設けて外部より使用する。管柱、胴縁等新設・外壁ｶﾞﾙﾊﾞﾆｭｳﾑt=0.5 ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾘﾙ加工25角　10通り全面張替え　水切り等役物共

4・給排水衛生器具を新設し汚水配管を既設浄化槽へ接続する。機械設備図参照　　汚水管敷設に伴い既設土間ｺﾝｸﾘｰﾄを改修する(別図参照)

　シャワーセット撤去，配管共　止水処理含む　給湯器を撤去する。 配管（ガス管含む）撤去共 配管廻りの土間コンクリートを斫り切断、止水処理等を行ったのちモルタルにて補修を行う

5・電気設備を撤去、新設する。電気設備図参照　　上記に伴い既設浄化槽用ﾌﾞﾛｱｰ及びﾌﾞﾛｱｰﾎﾞｯｸｽ(ｽﾃﾝﾚｽ製・写真参照)を移設し布設後復旧する。又、竪樋も同様とする。

6・上記工事に伴い内部及び外部の改修を行う。

7・既設改修工事の為、不明な点は監督員と協議を行いその指示によって下さい。

8・既設建物周囲は排水溝まで土間ｺﾝｸﾘｰﾄt=120(FC=15-15)金ｺﾃ押え　鉄筋SD-295A D10@250 となっております 。

9・屋外配管に伴い竪樋の改修を行う。既設配管を地上部で切断しVU６５φを露出ころばし配管とする。固定バンド共

記号・個数	(11/AD) 新設ｻｯｼ 4	(4/AD) 4	(4/AD) 4
姿図	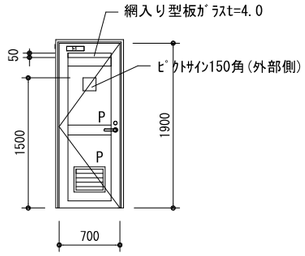	既設サッシ → 撤去処分 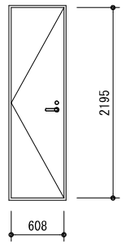	既設サッシ → 撤去処分 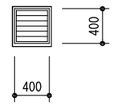
型式	片開き框ﾄﾞｱ　鉄骨用半外付けﾀｲﾌﾟ	片開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ	ｶﾞﾗｽﾙｰﾊﾞｰ窓
取付場所	男子・女子ﾄｲﾚ	男子・女子ｼｬﾜｰ室～更衣室	男子・女子ｼｬﾜｰ室～更衣室
枠見込・仕上	70　ｱﾙﾐ(ｼﾙﾊﾞｰ)	70　ｱﾙﾐ(ｼﾙﾊﾞｰ)	70　ｱﾙﾐ(ｼﾙﾊﾞｰ)
ｶﾞﾗｽ	P・ｱﾙﾐt=2.0　　ﾗﾝﾏ・網入り型板ｶﾞﾗｽt=4.0		網入り型板ｶﾞﾗｽt=6.8
建具金物	ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ錠・ｻﾑﾀｰﾝ表示錠・非常開錠付・DC 丁番・ｱﾝｸﾞﾙﾋﾟｰｽ・ｽﾃﾝﾚｽ製下枠・ｻﾊﾗﾌﾞﾚｽ　他	ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ・面付表示錠・非常開錠付・DC 丁番・ｱﾝｸﾞﾙﾋﾟｰｽ・ｽﾃﾝﾚｽ製下枠　他	ﾙｰﾊﾞｰ金物・ｵﾍﾟﾚｰﾀｰﾁｪｰﾝ 水切り・ｱﾝｸﾞﾙﾋﾟｰｽ・固定網戸　他
	ﾒｰｶｰ標準金物一式	ﾒｰｶｰ標準金物一式	ﾒｰｶｰ標準金物一式

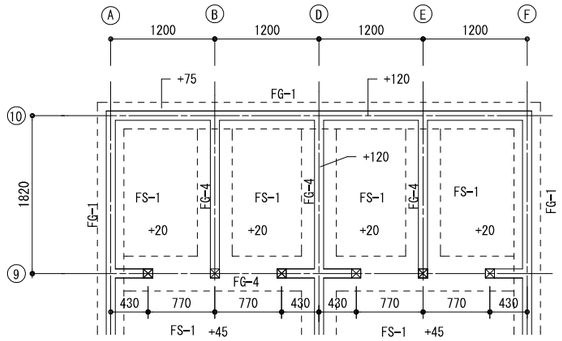

基礎伏図(改修前) S=1/50

FS-1
ｺﾝｸﾘｰﾄt=120 Fc=150-15
鉄筋D10-@250 ﾀﾃﾖｺ共　SD295A

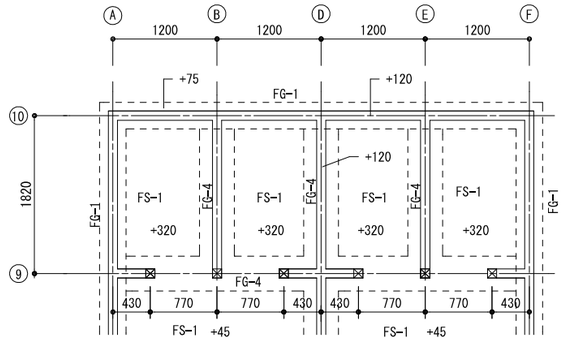

基礎伏図(改修後) S=1/50

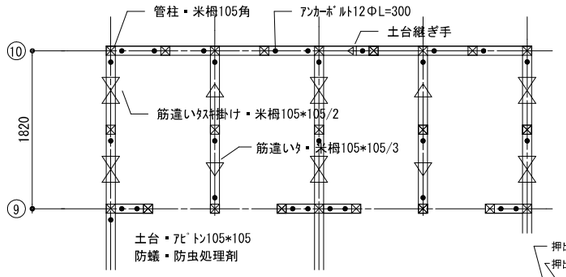

床伏図(改修前)　S=1/50

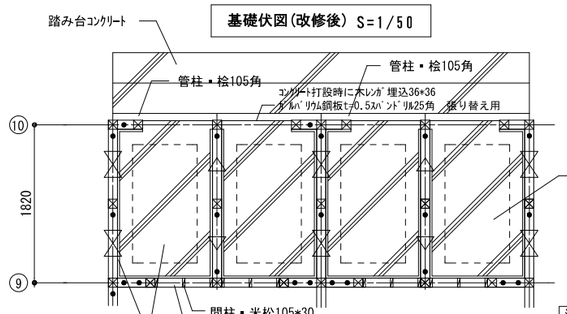

床伏図(改修後)　S=1/50

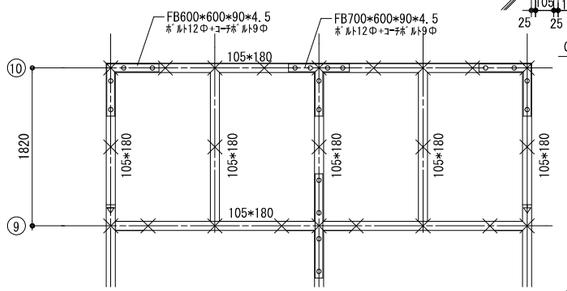

梁伏図(改修前)　S=1/50

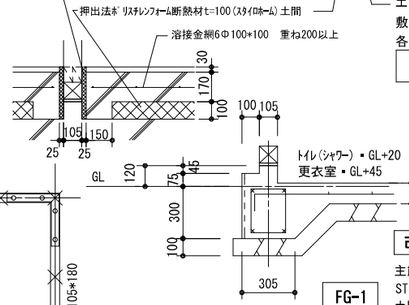

改修前

FG-1

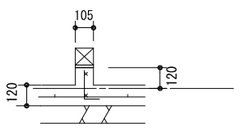

FG-4

主筋　4-D13
ST D10-@250
土間　D10-@250 ﾀﾃﾖｺ共　SD295A
鉄筋SD295A　　基礎ｺﾝｸﾘｰﾄFc=21-15

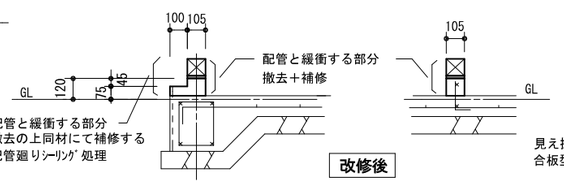

改修後

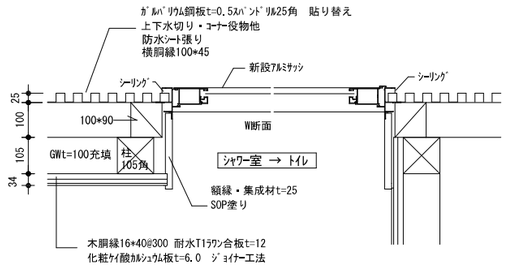

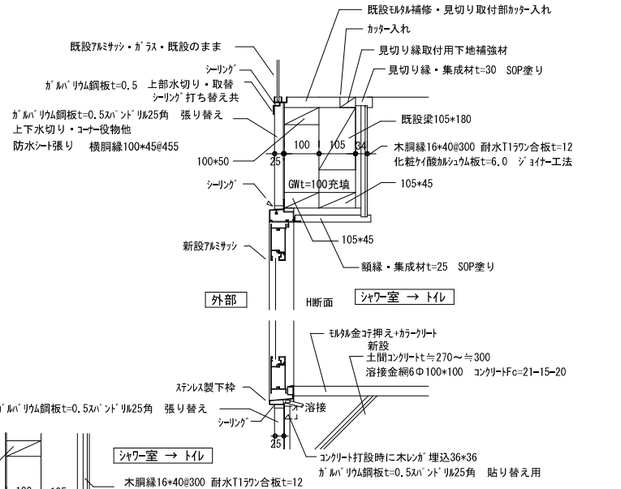

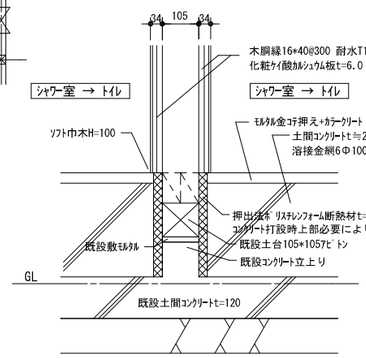

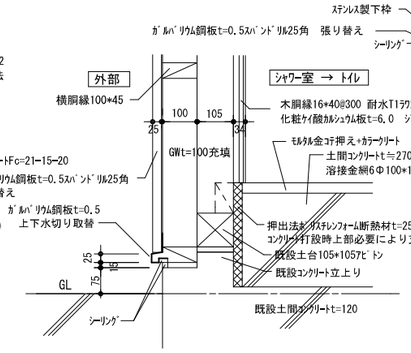

各ﾄｲﾚ出入口に取付(4台)
高さは現地実測の上、施工図を作成し決めるものとする

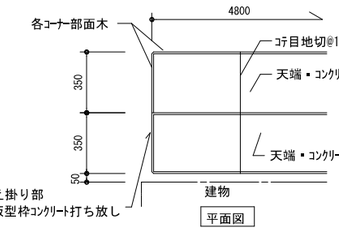

平面図

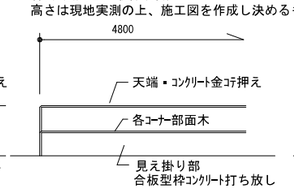

前面より観る

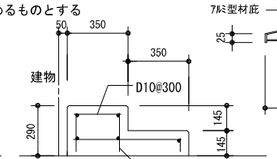

側面より観る

鉄筋SD295A　基礎ｺﾝｸﾘｰﾄFc=21-15

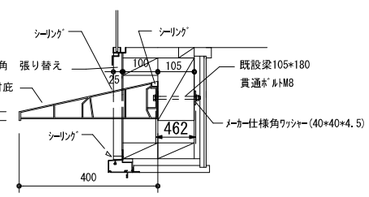

(縮小率 ： A2=100%,A3=70%)

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072
広島県知事登録（19(1)第3940号）　FAX0847-62-2251

図面名	工事概要　仕上げ表　建具ﾘｽﾄ	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
縮尺	S=1/50	製作日	
1級建築士 第111572号	永井秀昭	No.	A - 11

1．工事名称	三和総合運動公園トイレ改修工事	6．工事項目	仕様、工事内容及び工事区分		
2．工事場所	三次市三和町敷名11347番地2		◯ 幹線設備	施工範囲	低圧配電盤二次側端子接続より分電盤・制御盤等の一次側接続
3．建物概要	・ RC ・ SRC ・ S ⊙ 木				まで。 盤類（ ・ 含む ・ 含まず ）
	地下 階／地上 1 階／塔屋 階／ 延面積 26.88 m			電 圧	動力 ・ 3φ3W200V （ ・ AC ・ GAC ）
4．主な用途	⊙ 運動公園内トイレ				動力 ・ 3φ3W200V （ ・ AC ・ GAC ）
5．一般事項					電灯 ・ 1φ3W200／100V（ ・ AC ・ GAC ）
1）適用基準等	本工事は設計図・特記仕様書によると共に、電気設備の技術基準、内線規程、				電灯 ・ 1φ2W V （ ・ AC ・ GAC ）
	消防法、建築基準法及び、その他関係法令・規則・条例に基づき、完全に施工				直流 ・ 2W V ・
	するものとする。			配線種別	一般電灯動力（ ・ 電線管 ・ ケーブル ・ バスダクト）
2）疑 義	施工にあたり、疑義が生じた場合は、係員と協議すること。				非常電灯動力（ ・ 耐熱電線 ・ 耐火ケーブル ）
3）官公庁その他の手続	本工事に必要な官公庁への手続きは、請負業者にて代行し、これに要する費用				直 流 （ ・ 耐熱電線 ・ 耐火ケーブル ）
	は、請負業者の負担とする。				
4）工法の決定	施工者は、係員の承認なく、施工方法、使用材料及び使用機器を変更してはな				
	らない。 変更を行う場合は、速やかに変更図面を提出し、係員の承認を得た		◯ 動力設備	施工範囲	制御盤を（ ・ 含み ・ 含まず）二次側端子接続より、
	後に施工すること。				各動力負荷一次側接続まで。
5）提出書類	下記の ⊙ 印の書類を係員に提出すること。				インターロック配線 （ ・ 含む ・ 含まず）
	工事書類 ⊙ 工程表 ⊙ メーカリスト ⊙ 承認図 ⊙ 施工図				自動制御配線 （ ・ 含む ・ 含まず）
	完成書類 ⊙ 官公庁等への諸手続きの写し ⊙ 検査試験成績表				警 報 盤 （ ・ 含む ・ 含まず）
	⊙ 取扱説明書 ⊙ 工事記録写真 ⊙ 竣工図				警 報 配 線 （ ・ 含む ・ 含まず）
6）検 査	工事完成後、三次市、その他官公庁の各種検査に合格すると共に、監督員の				空調機器入替に伴う電源線の撤去・再接続対応とする。
	検査に合格すること。				
7）特記事項	1）工事項目は、番号の入っている設備項目を適用する。		● 電灯コンセント設備	施工範囲	分電盤を（ ・ 含み ・ 含まず）二次側端子接続より、
	2）仕様、工事内容及び工事区分は、⊙ 印を付したものを適用する。				配線器具等の取付まで。 ⊙ 図示
	3）機器の取付高さは、特に指示のない場合、標準取付高さによること。			配線器具	⊙ 図示
	4）（室名）で表示した部屋はスラブ天井を示し、その他は２重天井を示す。				
	5）特記なき配管種別はＰＦ管とする。				
	6）配線器具プレート（ ・ 樹脂 ⊙ 新金属 ・ ステンレス ・ ）		● 照明器具設備	施工範囲	照明器具の供給取付工事
	7）屋外防水プルボックスは（ ⊙ ステンレス ・ 亜鉛メッキ ）製とする。			器具仕様	⊙ 別図姿図に依る
	8）国土交通省大臣官房営繕部監修電気設備共通仕様書（最新版）				・ 空調機器取付に支障となる場合は、一時取り外し
					再取付とする

6．工事項目	仕様、工事内容及び工事区分				
◯引込設備	電圧種別	・ 高圧 3φ 3W 6,000V（・50・60）Hz			
		・ 低圧 3φ 3W 200V（・50・60）Hz	◯ 電話配管設備	引込方法	・ 架空 ・ 地中 ・ 構内地中
		・ 低圧 1φ 3W 200／100V（・50・60）Hz	（情報配管含）	建物内配管	・ 配管 ・ ケーブルラック ・ フロアダクト
	引込方式	・ 架空 ・ 地中 ・ 構内地中		構内配線	・ 含む ・ 含まず
◯受変電設備	形 式	・ キュービクル式（ ・PF-S ・CB ） ・その他	◯ 電話設備	交 換 機	・ 含む ・ 含まず
	施設場所	・ 屋内（ 階 ）		構内配線	・ 含む ・ 含まず
		・ 屋外（ ・ 地上 ・ 屋上 ）		仕様詳細	・ 別図仕様書に依る
			◯ 放送設備	用 途	・ 非常用 ・ 一般用 ・ 兼 用
				増幅器設置場所	
◯発電機設備	用 途	・ 常用 ・ 非常用 ・ 兼用 ・ コージェネ		仕様詳細	・ 別図姿図に依る
		・ パッケージ型 ・ 据置型 ・ 屋内型 ・ 屋外型			
	施設場所	・ 屋内（ 階 ）			
		・ 屋外（ ・ 地上 ・ 屋上 ）	◯ テレビ共聴設備	アンテナ	・ 有 ・ 無
	仕様詳細	・ 別図仕様書に依る			・ VHF ・ UHF ・ BS ・ CS ・ AM
◯蓄電池設備	用 途	・ 非常用 ・ 一 般 ・ 兼 用	◯ インターホン設備	用 途	・ ドアホン ・ 所内連絡 ・ 呼び出し
	収容形式	・ 閉鎖型 ・ 開放架台別図仕様書に依る		仕様詳細	・ 別図姿図に依る
	仕様詳細	・ 別図仕様書に依る			
			◯ ナースコール設備	通話方式	・ 交互通話 ・ 自動交互通話 ・ 同時通話
				夜間切り変え	・ 有 ・ 無
				仕様詳細	・ 別図姿図に依る
◯監視盤設備	形 式	・ 自立型 ・ デスク型			
	監視対象	・ 受変電 ・ 衛生動力 ・ 空調動力			
		・ 温湿度 ・ 発電機 ・	設備		
	計装配線	・ 含 む ・ 含まず			

6．工事項目	仕様、工事内容及び工事区分						
設備							
設備							
◯ 自動火災報知設備	受 信 機	・ 単独 ・ 複合 （ ・ 自立型 ・ 壁掛型 ）					
		Ｐ 型 級（自火報 回線／防排煙 回線）					
	受信機設置場所						
◯ 防排煙制御設備	制 御 盤	・ 単独（ 回線 ） ・ 火災報知受信機組込					
	制御対象	・ 防火戸 ・ ダンパー ・ 防煙垂壁 ・ 排煙口					
		・ 排煙口 ・ シャッタ					
◯ 避雷設備	方 式	・ 突 針 ・ 棟上導体 ・					
	仕様詳細	・ 別図仕様書に依る					

7．工事区分 （該当欄に ◯ 印で記します。）						
項 目	電気	建築	機械	別途		備 考
電力会社・ＮＴＴに納入する負担金				◯		建築主負担
テレビ受信のビル影障害調査及び補償費				◯		〃
受電後、引渡し迄の電気基本料金及び使用料金		◯				
コンクリート基礎（ ・キュービクル ・発電機						基礎が必要な場合
・変圧器 ・盤類 ・外灯 ・ その他 ）						
シンダーコンクリート打設工事						
ピット工事（縁金物、蓋共）						
フェンス設置工事						
天井に取付ける機器の穴明けと補強工事及び取付枠						
電気配線用点検口の設置工事						必要な場合
電話器とその取付工事及び入線工事						
空調機・ボイラ等の制御機器及び自動制御配線						
空調機の室内機・室外機間の亘り配線						
ファンコイル操作スイッチの供給取り付け工事						
ファンコイル操作スイッチ～本体間の配管配線工事						
換気扇の供給取付工事	◯					
電極棒及び保持器						

8．メーカリスト （その他下記以外で、係員が同等品以上と認めたもの）			
電線ケーブル	ＪＩＳ規格品	発 電 機	東芝・日立・松下・三菱・
バスダクト		エンジン	いすず・川崎・三菱・ヤンマー・
鋼製電線管	摂陽・東芝・日本パイプ・松下・	直流電源装置	日本電池・古河・松下・湯浅・
電線管付属品	摂陽・外山・東芝・日亜・松下・		
合成樹脂電線管	古河・積水・東拓・松下・ミライ・	電話交換機	ＮＥＣ・日立・富士通・松下・
配線器具	神保・東芝・松下・明工社・	放送機器	トーア・東芝・ビクター・松下・
照明器具	日立・東芝・松下・三菱・	テレビ共聴	ＤＸ・マスプロ・八木・
キュービクル	中電工・内外・日東・	電気時計	セイコー・ＴＩＣ・松下・
高低圧配電盤	中電工・内外・日東・	インターホン	アイホン・ケアコム・東芝・松下・
制御盤監視盤	中電工・内外・日東・	ナースコール	アイホン・ケアコム・東芝・松下・
分電盤端子盤	中電工・内外・日東・	自火報防排煙	ニッタン・ノーミ・ホーチキ・松下・
		避 雷 針	大阪・日本・
高圧機器	ｴﾅｼﾞｰﾎﾞｰﾄ・戸上・東芝・日立・三菱・		
変 圧 器	ダイヘン・中機・東芝・日立・松下・三菱・		
進 相 器	東芝・ニコチン・日立・松下・三菱・		

9．凡 例			
記 号	名 称	適 用	標準取付高さ
○	照明器具	⊘ コード吊 ◐ 壁付 ● 非常照明	
▭	照明器具	▭○ 壁付 ▭● 非常照明組込	
	誘 導 灯	通路誘導灯は矢印を記入	
	屋 外 灯		
	コンセント	壁付（２Ｐ１５Ａ×２）他は口数傍記	ＦＬ＋３００
		傍記Ｔは引掛型、Ｅは接地端子付、ＷＰは	和室＋２００
		防滴型、Ｈは医用接地型を示す。	
		床付２Ｐ１５Ａ×２	
EC	医用接地	接地センター 接地端子	
•	スイッチ	•片切 •2両切 •33路 •44路	ＦＬ＋1300
•L	パイロットスイッチ		和室＋1200
•R	リモコンスイッチ	回路数は傍記による	
	リモコンセレクタスイッチ	確認ランプ付、窓数傍記	
	調 光 器	容量傍記、ＦＬは蛍光灯用	
•A	自動点滅器	特記なきは３Ａとする。	
⊙	制御用スイッチ	⊙ＬＦ フロートレススイッチ（極数は傍記）	
		⊙Ｆ フロートスイッチ ⊙Ｐ 圧力スイッチ	
	換 気 扇	大きさ傍記、天井扇	
S	開 閉 器	容量は傍記	ＦＬ＋1500
	電灯分電盤		
	動力制御盤		
	灯動共用盤		
	警 報 盤		
	保安器盤		
	端 子 盤		
	接地用端子箱		
	電話アウトレット	壁付 、床付（ローテンションスタンド共）	
PBX	電話交換機		
	電 話 機		
AMP	増 幅 器		
RM	遠隔操作器		
	スピーカ	天井埋込型 、壁掛型 、ホーン型	
	ジャック	Ｍ：マイクジャック 、 Ｓ：スピーカジャック	
	アッテネータ		
	アンテナ	種類、素子数傍記	
	ＢＳアンテナ	大きさ傍記	
	ＴＶ機器収納函		
	直列ユニット	７５Ω（ 端子型）	
	インターホン	親器 、子器	
N.C	ナースコール親機		
S	スピーカ子機	天井埋込型 Ｍマイク子機	
N N	呼び出し釦	病室用 、トイレ・浴室用	
	廊 下 灯	確認ボタン	
	時 計	親時計 、子時計	
	避雷突針		
	避雷接地用端子箱		
	ボックス	ジョイントボックス 、プルボックス	ＷＰは防水型
	ハンドホール	Ｍ マンホール（蓋荷重傍記）	
	接 地 極	種別傍記	
	配管・配線	立上り、素通し、引下げ	
	配管・配線	天井	
	配管・配線	床	
	配管・配線	露出	
	配管・配線	地中	（注）和室は畳天）

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8 TEL0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ） FAX0847-62-2251

図面名	電気設備特記仕様書	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事 設計図
縮尺	—	製作日	
1級建築士 第111572号	永井秀昭	No.	E - 1

改修前

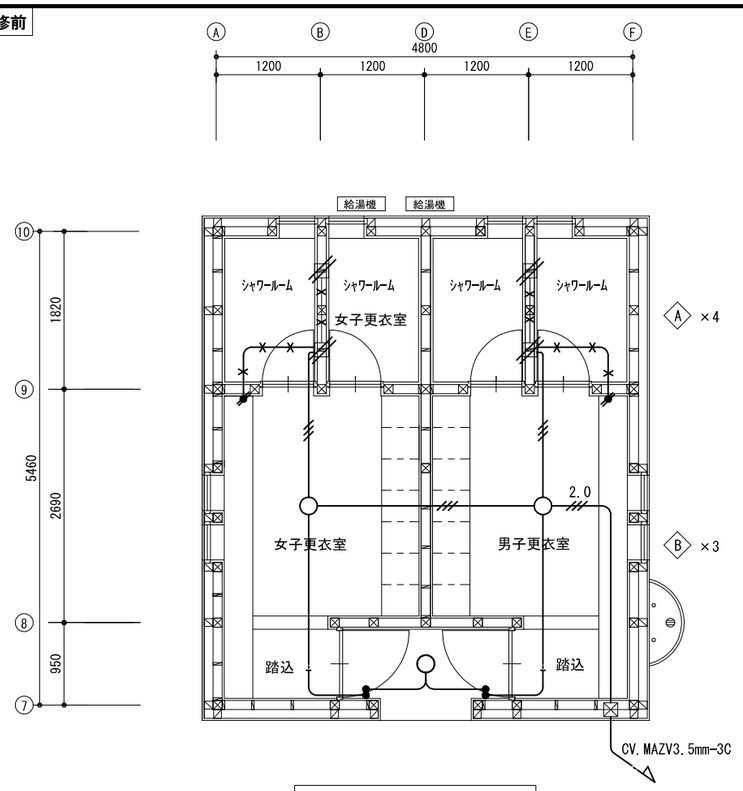

照明設備図(改修前) S=1/50

VVF1.6-2C
2.0 VVF2.0-2C
2.0 VVF2.0-3C
1.6 VVF1.6-3C

壁内立下り部分はPF管にて保護

A IL60 B-362B 160角

B RF150 T-281W ｽﾎﾟｯﾄﾀｲﾌﾟ

改修後

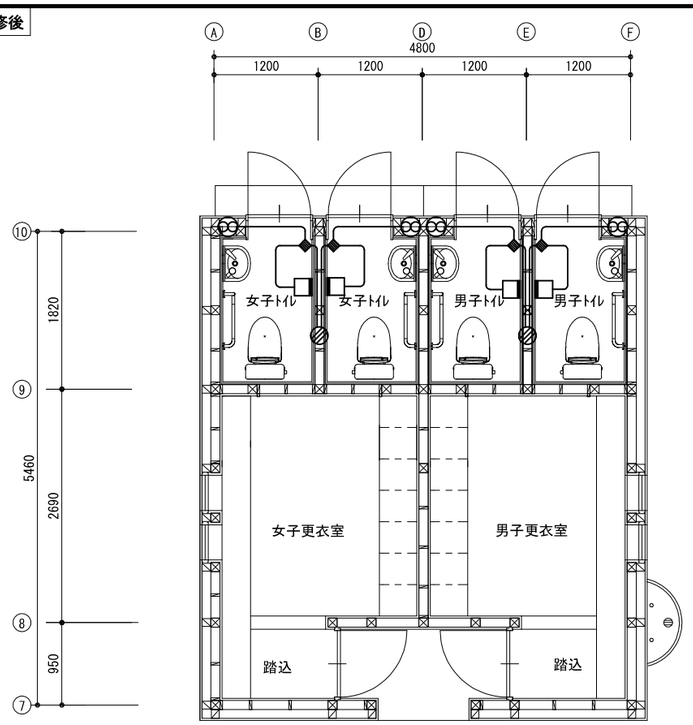

※注記
1．特記なき配管・配線は下記による。

EM-EEF1.6-2C (PF16)
EM-EEF2.0-3C (PF22)
ﾌﾟﾗｹｯﾄ (LGB81700LE1)
かってにｽｲｯﾁ壁取付 (WTK12749W)
ﾊﾟｲﾌﾟﾌｧﾝ (FY-08PDL9D+FY-MKX043)
2ET コンｾﾝﾄ (WTL1532MW)
4ET コンｾﾝﾄ (WTL1532MW) X2

照明設備図(改修後) S=1/50

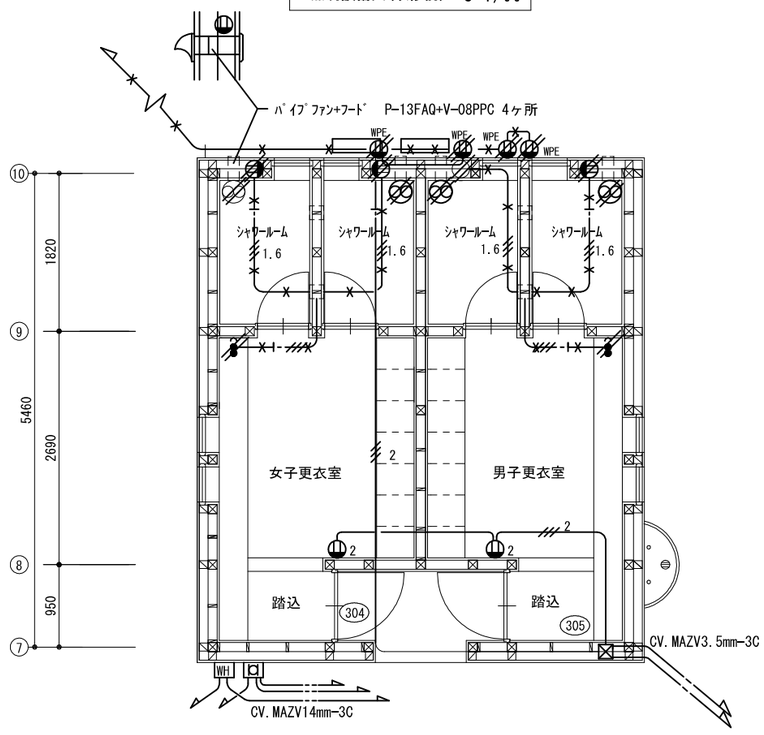

コンセント設備図(改修前) S=1/50

至 管理棟1L-1分電盤

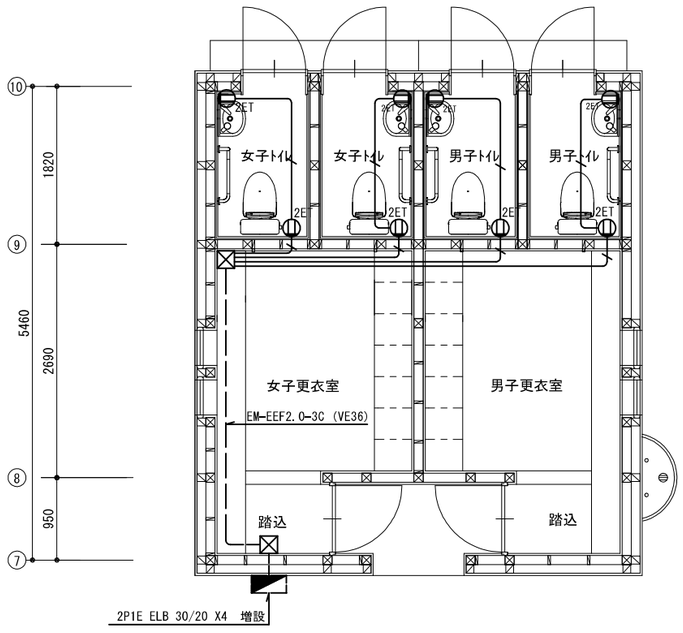

コンセント設備図(改修後) S=1/50

(縮小率 ： A2=100%,A3=70%)

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8 TEL0847-62-2072
広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ） FAX0847-62-2251

図面名	電灯コンセント 設備図	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事 設計図
縮尺	S=1/50	製作日	
1級建築士 第111572号	永井秀昭	No.	E - 2

特記仕様書

⊙ は、本工事該当を示す。

建物概要

建物概要			
工事名称	三和総合運動公園トイレ改修工事		
工事場所	三次市三和町敷名11347番地2		
工事種別	・新築　・増築　・改築　⊙改修		
主体構造	・ＲＣ　⊙木造　・鉄骨　・		
階数	地上 1 階　地下 階　塔屋 階		
面積	建物名称	延面積（㎡）	備考
	便所	26.88（㎡）	(8.73㎡)

工事項目

工事項目	
⊙給排水衛生設備	・空気調和設備
⊙衛生器具設備工事	・機器設備工事
⊙給水設備工事	・配管設備工事
⊙排水設備工事	・ダクト設備工事
・給湯設備工事	・換気設備工事
・ガス設備工事	・
・消火設備工事	・
・浄化槽設備工事	

一般共通事項

一般共通事項	
1. 設置図書の優先順位	本特記仕様書以外に下記の図書類により工事を施工する。
	ただし、関連事項が相互間に相違する場合は、優先順位は
	下記の通りとするが、施工においては予め相違事項を提出
	し係員の協議の上決定する。
	1）質疑応答書
	2）現場説明事項
	3）特記仕様書
	4）設計図
	5）共通仕様書
	日本建築家協会編共通仕様書
	⊙国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事共通仕様書
2. 使用機材	設備機材等指定表によるほか同等品以上とする。但し、同
	等品以上とする場合は監督員の承認を受ける。
3. 届出・手続等	この工事に関係ある法律・政令・条例等に必要な届出・手
	続きなど請負者が代行して行い、これに要する費用はすべ
	て請負者の負担とする。
4. 関連法規	1）防火区画貫通部の配管は、建築基準施工令第１２９条
	２の５及び国土交通省告示第１４２２号に基づき施工
	する。
	2）耐震設備は、「建築設備耐震設計・施工指針」による
	こと。
	3）ガス配管は、告示第１０９９号に準ずる。
	4）受水槽・高架水槽は所定の耐震性能を有するものとし
	基礎は躯体と一体構造とする。また、オーバーフロー
	管には防虫網を設置する。
	5）換気ダクトは、不燃材料とする。
	6）共住区画の貫通については、安全センターの評定品を
	使用する。

工事概要

給排水衛生設備工事

給水設備工事		
給水源	⊙上水道　・井戸　・簡易水道	
給水方式	⊙水道直結　・高架水槽　・圧力タンク	
引込管	口径 25mm（既設）	
追記事項		

排水設備工事		
排水方式	屋内	（汚水・雑排水）・合流式　⊙分流式
	屋外	（汚水・雨水）・合流式　⊙分流式
放流管	・下水本管　・側溝　・河川	
接続管	口径 mm	
追記事項		

衛生器具設備工事	
衛生器具	・ＴＯＴＯ　ＩＮＡＸ　⊙ＴＯＴＯ・ＬＩＸＩＬ同等品
追記事項	

給湯設備工事	
給湯方式	・局所式　・中央式
機器	・温水器　・瞬間湯沸器　・ボイラー
熱源	・ガス　・電気　・油
追記事項	

ガス設備工事	
ガスの種類	・ＬＰＧ
	・都市ガス（ガス会社 ＴＥＬ　（　）　）
追記事項	

消火設備工事	
種類	・屋内消火栓　・屋外消火栓　・スプリンクラー
	・連結送水管　・泡消火　・ハロン消火
追記事項	

浄化槽設備工事	
処理方式	・単独処理
	・合併処理（・ＦＲＰ製　・現場打　）
人員・処理水槽	算定人数　人　処理水量　ｍ3／日
放流水質	mg／L
追記事項	

空気調和設備工事

設計条件		夏季		冬季	
		乾球温度	相対湿度	乾球温度	相対湿度
	外気	℃	%	℃	%
	室内	℃	%	℃	%

機器設備工事		
熱源機器	冷凍機	ヒートポンプ　空冷　水冷
		吸収式
	ボイラー	ヒートポンプ　空冷　ガス
		燃料　灯油　Ａ重油
空調機器	パッケージエアコン	ヒートポンプ　空冷　水冷
	ファンコイルユニット	床置　天井　カセット
		隠蔽　露出　壁掛
追記事項	※撤去済みエアコンの冷媒ガス抜取り回収および破壊処理を行う。	

換気設備工事		
換気方式	第1種　第2種　第3種	
	中央式	全熱交換ユニット
	局所式	天井扇(取替)
追記事項		

ダクト設備工事

・厨房排気ダクトの板厚

矩形ダクトの場合（入力合計が１８０００ｋｃａｌ／ｈを超える）（単位ｍｍ）

ダクトの長辺	ステンレス鋼鈑	亜鉛鉄板
４５０以下	０．５以上	０．６以上
４５０を超え１２００以下	０．６以上	０．８以上
１２００を超え１８００以下	０．８以上	１．０以上
１８００を超えるもの	０．８以上	１．２以上

円形ダクトの場合（入力合計が１８０００ｋｃａｌ／ｈを超える）（単位ｍｍ）

円形ダクトの寸法	ステンレス鋼鈑	亜鉛鉄板
３００以下	０．５以上	０．６以上
３００を超え７５０以下	０．５以上	０．６以上
７５０を超え１０００以下	０．６以上	０．８以上
１０００を超え１２５０以下	０．８以上	１．０以上

自動制御設備工事

制御方式	・電気式　・電子式　・空気式
追記事項	

配管材料および保温材

名称	材料	保温材	区分
給水管	耐衝撃性塩ビ管(HIVP)	GW保温材	屋内
	耐衝撃性塩ビ管(HIVP)	GW保温材 ＳＵＳラッキング	屋外
	耐衝撃性塩ビ管(HIVP)		土中 コンクリ
排水管	硬質塩化ビニル管(VP)	GW保温材	屋内
	硬質塩化ビニル管(VP)		
汚水管	硬質塩化ビニル管(VP)	GW保温材	屋内
	硬質塩化ビニル管(VP)		
通気管			
給湯管			
ガス管			
消火管			
冷却水管			
冷温水管			
膨張管			
冷媒管			
ドレン管			
油管			
換気ダクト			

シンボル表

記号	名称	記号	名称
—— ━ ——	給水管	⋈ ⊗	ゲート弁・止水栓
————	排水管		チャッキ弁
——(——	汚水管	M	量水器
—— —— ——	通気管	GM	ガスメーター
—— I ——	給湯送り管	¤	給水栓
—— II ——	給湯返り管		給湯栓
—— G ——	ガス管	⊙	フラッシュ弁
—— X ——	消火管		混合水栓
—— XS ——	連結送水管		排水目皿
—— CD ——	冷却水送り管	⦶	床上掃除口
—— CDR ——	冷却水返り管	‖	床下掃除口
—— CH ——	冷温水送り管	⊗	排水共栓
—— CHR ——	冷温水返り管	☒	排水桝
—— H ——	温水送り管		雨水格子桝
—— HR ——	温水返り管		汚水桝
—— E ——	膨張管	T	トラップ桝
—— R ——	冷媒管		ガスコック
—— D ——	ドレン管		屋内・屋外消火栓

特記事項

1. 衛生器具・手摺等の下地補強は建築工事とする。

工事区分

項目	建築	空調	衛生	電気	その他
⊙給水負担金　下水負担金					○
⊙水道本管接続費　下水本管接続費（市工事）					○
・受水槽・高架水槽の架台及びコンクリート基礎工事					
・電極棒供給取付工事					
⊙雨水竪樋工事	○				
・流し台の供給据付工事					
⊙各種コンクリート築造工事	○				
⊙動力操作盤までの一次配線工事				○	
⊙動力操作盤までの二次配線工事				○	
⊙器具等撤去後の開口部補修工事	○				

項目	建築	空調	衛生	電気	その他
・空調機屋内外操作線工事					
・空調機リモコン配線工事（配管は電気工事）					
・構造体へのスリーブ及び箱の製作取付工事					
・同上補強工事（鉄骨等の補強含む）					
・天井開口工事					
・天井開口に伴う下地補強工事					
・天井点検口・壁点検口の供給取付工事					
・機器のコンクリートの基礎工事					
・外壁に設ける給排気ガラリの製作取付工事					
・クーラースリーブ(内外キャップ共)					
⊙コンクリート斫り、復旧工事(舗装含む)	○				

MEMO

有限会社 永井一級建築士事務所
広島県三次市甲奴町本郷650-8　ＴＥＬ0847-62-2072
広島県知事登録（19(1)第3940号）　ＦＡＸ0847-62-2251

図面名	機械設備特記仕様書	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
縮尺	——	製作日	
1級建築士 第111572号	永井秀昭	No.	M - 1

機　　器　　表

器具名	仕様	電源仕様		男子トイレ	女子トイレ	数量	備考
		電圧	消費電力			計	(凍結防止器具)
洋風便器	CS670BH.SS670BNCL（ヒーター付便器）	単相100V	3.0W	2	2	4	(SG+SG-6+SK-700W)x4組
洗浄便座	TCF6553AM（リモコン便器洗浄便座）	単相100V	408W+3.5W	2	2	4	自己温度制御型　PH-0.5ｘ４組
棚付二連紙巻器	YH650			2	2	4	
L形手すり	T114CL10R			2	2	4	
壁付手洗器	L30DM.TLE28SS1A.TS126AR.T22BP,TL220D （自動水栓、水石鹸入れ付）	単相100V	2.6W	2	2	4	(SG-P+SK-700) ｘ4組
化粧鏡	YM3545A (350x450H)			2	2	4	

【特記事項】　衛生器具の給水及び排水トラップには凍結防止ヒーターを取り付ける。（参考型式：山清電気…備考欄参照）

汚水桝リスト

記号	名称	仕様	管底		最終地盤	桝蓋	備考
			基準Gｌより	最終地盤より	基準GLより		
a	小口径汚水桝	90L100-150	-240	-240	0	樹脂製ミカゲ蓋	新設
b	〃	90L100-150	-438	-438	0	〃	新設
A	〃	90Y100-150(段差付)	-470 -500		0	〃	新設（既設桝撤去取替）
B	〃	90Y100-150	-520	-520	0		既設桝再使用
C	〃	90L100-150	-530	-530	0		〃
(注）管底は桝中心部の深さを示す。但し２段に記入したもの（ドロップ桝・段差付桝等）は上段が上流側、下段が下流側を示す。 最終地盤は予想最終地盤を示す。（施工時の最終地盤を確認し桝蓋のレベルを調整すること。）							

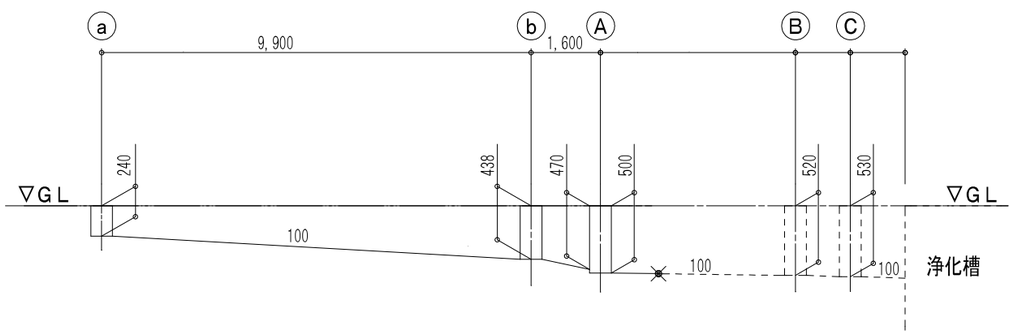

配管勾配図　NO.SCALE

（縮小率 ： A2=100%,A3=70%）

MEMO	有限会社 永井一級建築士事務所 広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072 広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ）　FAX0847-62-2251	図面名	機器表・汚水桝リスト・配管勾配図	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
		縮尺	――	製作日	1級建築士 第111572号　永井秀昭　No. M - 2

改修前

平面詳細図(改修前)　S=1/50

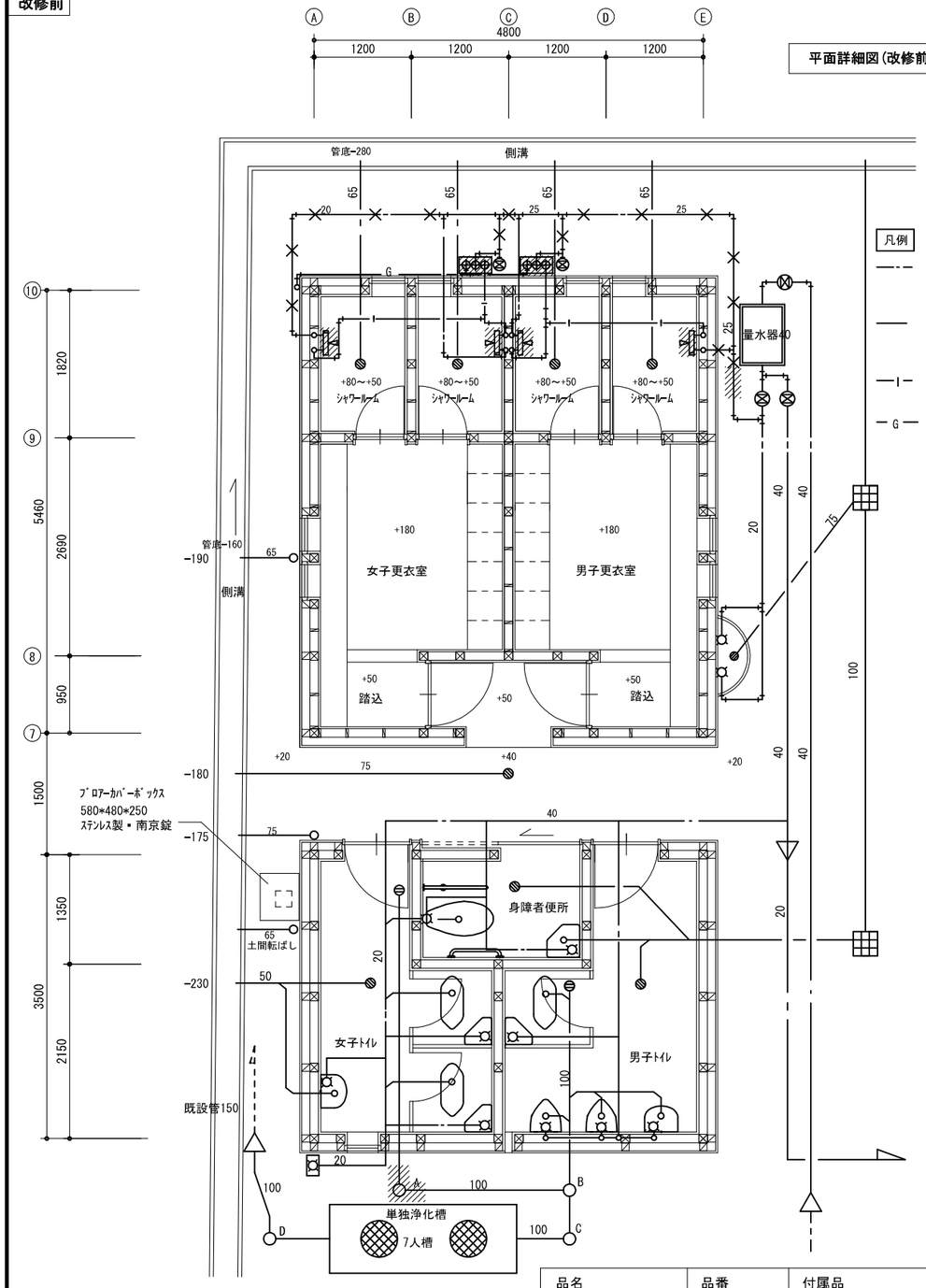

凡例

- 給水管
  土中埋設　塩化ビニール管　HIVP
  内部立上管　ライニング鋼管　VB
- 排水管
  外部125A以上　塩化ビニール管　VU
  内部配管　塩化ビニルール管　VP
- 給湯管
  被覆銅管　Mタイプ
- G ガス管
  キーロン管

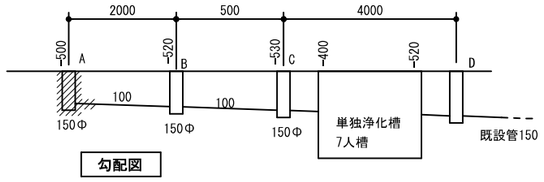

勾配図

品名	品番	付属品	個数	
床排水金物	KT-5ARI	50	4	廃止
シャワーセット	TM741C	TM741C	4	撤去
給湯機	RGH20CF1-G	RGH20CF1-G	2	撤去
水栓柱・ホーム水栓	T200S13	100Φ　H=900SUS	2	再使用
量水器ボックス		40A 伸縮止水栓	1	再使用

改修後

平面詳細図(改修後)　S=1/50

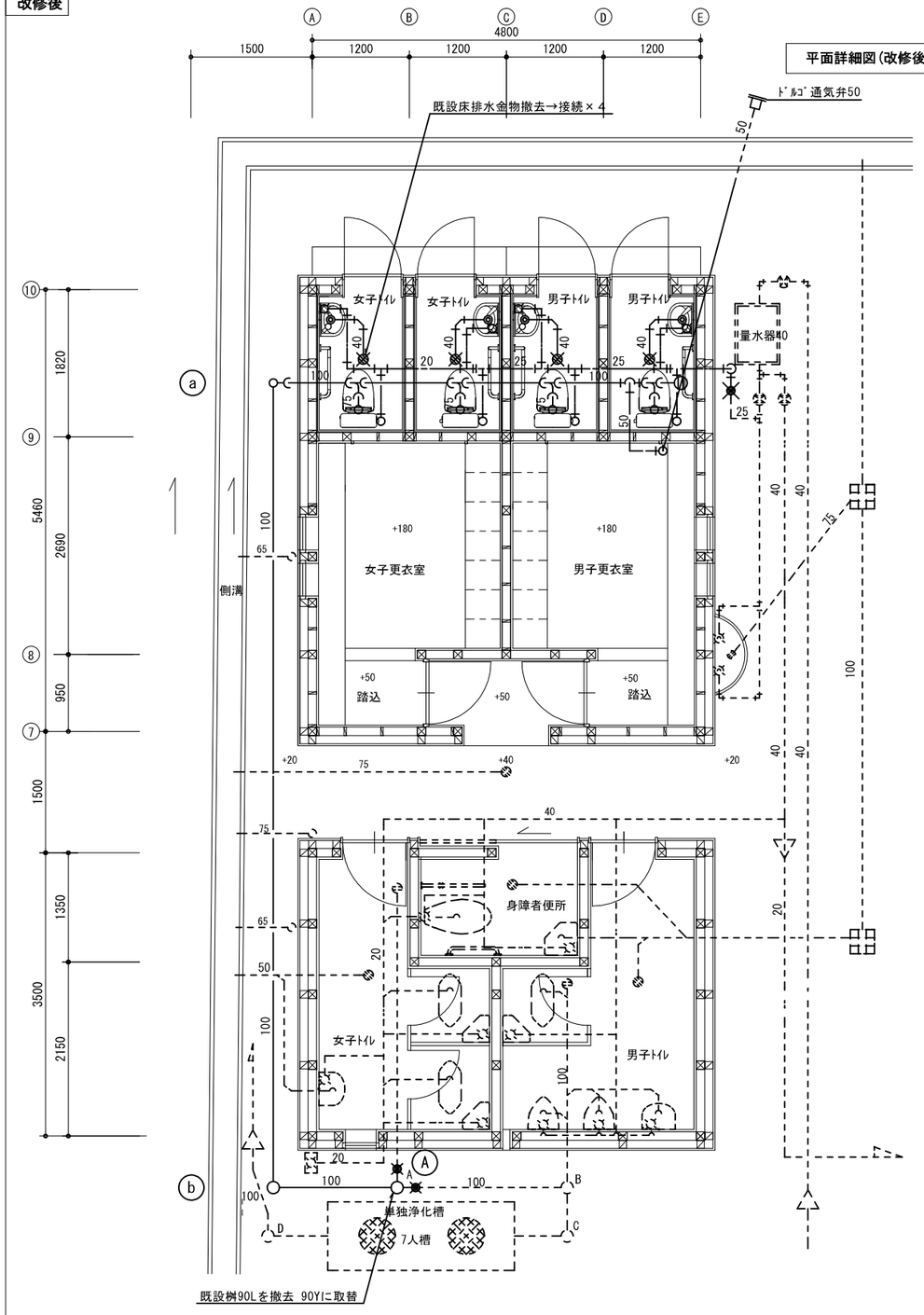

［凡例］

- 撤去配管を示す
- 撤去機器を示す
- 廃止配管を示す
- 既設配管接続部を示す

［特記事項］

1. 本工事はシャワールームを洋式トイレに改修する。
2. 室内側の配管はころがし配管とし、配管完了後に床の嵩上げを行う。
   (嵩上げは約270mm…建築工事)
3. 屋外配管は既設コンクリート舗装を撤去し、地中埋設配管とする。
4. 舗装の撤去・復旧は建築工事とする。(コンクリート舗装)
5. 器具廻りの給水管及び排水トラップ部分は凍結防止ヒーター取付とする。

(縮小率 ： A2=100%,A3=70%)

MEMO		有限会社 永井一級建築士事務所 広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072 広島県知事登録（ 19(1)第3940号 ）　FAX0847-62-2251	図面名	給排水衛生設備図	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
			縮尺	S=1/50	製作日	1級建築士 第111572号　永井秀昭
			No.	M - 3		

改修前

平面詳細図(改修前)　S=1/50

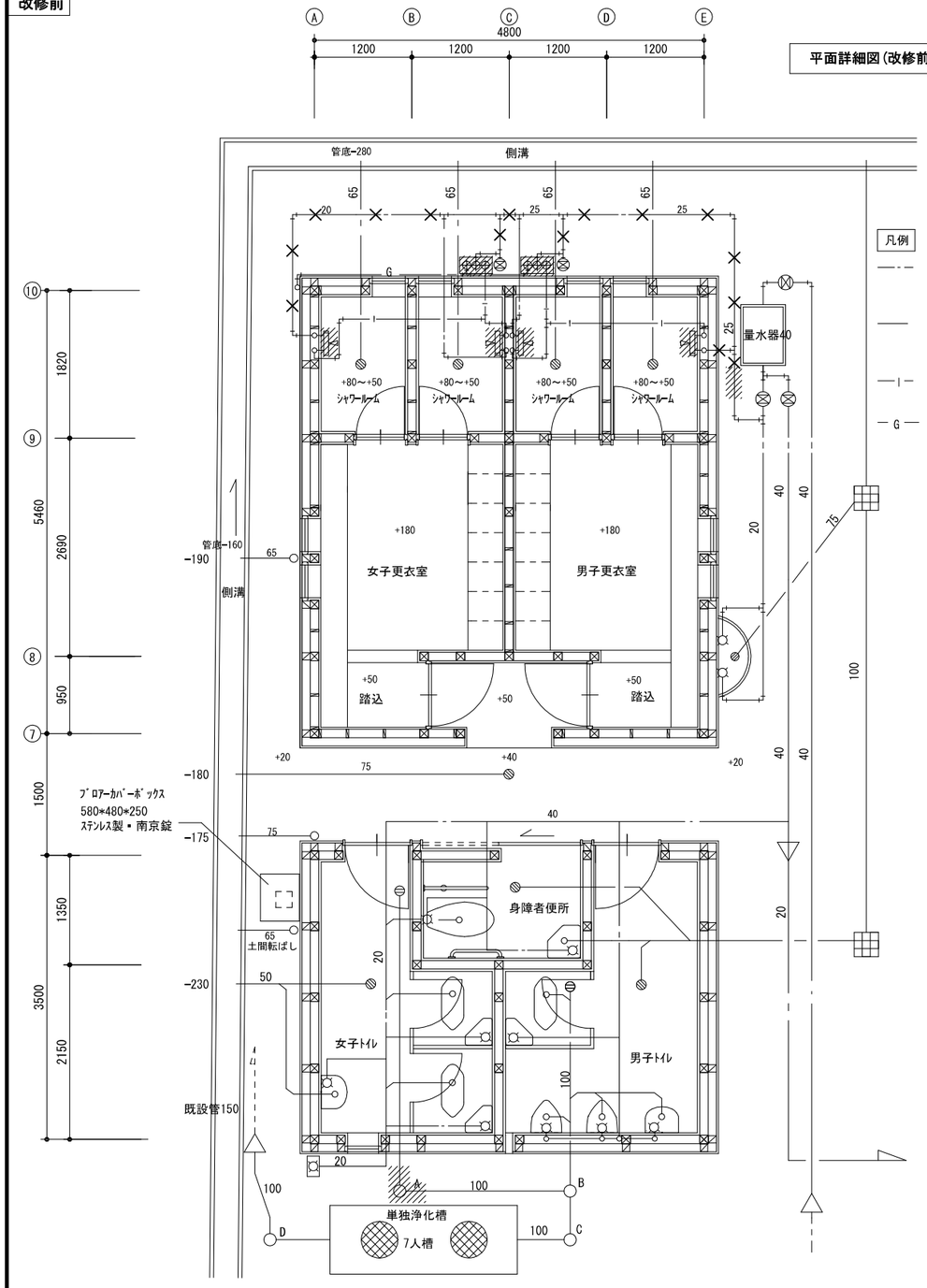

凡例

- 給水管
  土中埋設　塩化ビニール管　HIVP
  内部立上管　ライニング鋼管　VB
- 排水管
  外部125A以上　塩化ビニール管　VU
  内部配管　塩化ビニルール管　VP
- 給湯管
  被覆銅管　Mタイプ
- G ガス管
  キーロン管

改修後

平面詳細図(改修後)　S=1/50

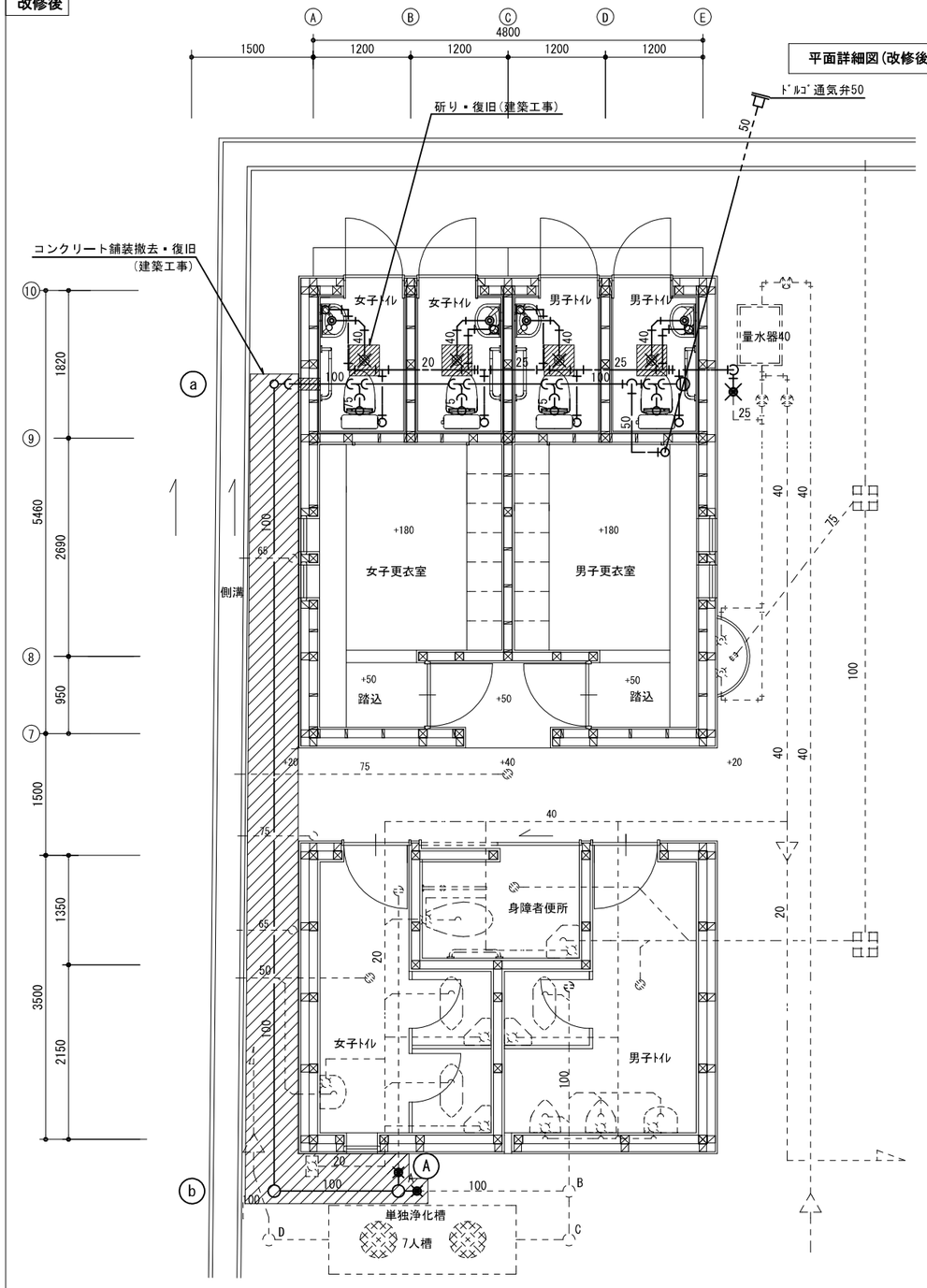

[凡例]

- コンクリート舗装撤去・復旧(建築工事)
- 研り・復旧(建築工事])

(縮小率 ： A2=100%,A3=70%)

MEMO		有限会社 永井一級建築士事務所 広島県三次市甲奴町本郷650-8　TEL0847-62-2072 広島県知事登録（19(1)第3940号）　FAX0847-62-2251	図面名	給排水衛生設備図（舗装撤去・復旧図）	工事名	三和総合運動公園トイレ改修工事　設計図
			縮尺	S=1/50	製作日	1級建築士 第111572号　永井秀昭	No. M - 4